

利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会

第一次提言（案）への意見募集で寄せられたご意見について

○ 意見募集期間：平成 21 年 6 月 30 日（火）～ 平成 21 年 7 月 28 日（火）○ 提出意見総数：29 件（提出されたご意見は資料 2-2 のとおり）

(1) 個人 12 件

(2) 法人・団体 17 件

受付順	法人・団体意見提出者
1	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課
2	株式会社 IT リサーチ・アート
3	千葉県消費者センター
4	部落解放同盟香川県連合会
5	財団法人反差別・人権研究所みえ
6	北陸無線データ通信協議会
7	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志
8	UQコミュニケーションズ株式会社
9	KDDI 株式会社
10	株式会社ウィルコム
11	富士通株式会社
12	NTTコミュニケーションズ株式会社
13	株式会社NTTドコモ
14	社団法人電子情報技術産業協会
15	イー・モバイル株式会社
16	東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課
17	楽天株式会社

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
I インターネット 地図情報サービスについて			
○ 総論	1	<p>例えば日本のグーグル社のサイトで閲覧規制をかけても、米国 Google 社のサイトで規制されなければ、法の抜け穴になってしまいます。一国の法制度による取り組みには限界がありますので、国際的な枠組みに基づく対応が必要と考えます。</p> <p>(個人1)</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p>
	2	<p>現在、日本においては3社が提供しているようですが、確かに、当該提供サービスは商業利用や行政分野においても非常に利便性が高く、また、観光・防災面等々にも寄与するであろうことはけっして否定するものではありません。そして、貴研究会を立ち上げられて多角的視点から当該サービスの諸問題を検討・研究されることは、構成メンバー各位のご苦勞に対する謝意も含め、評価しております。</p> <p>しかしながら、敢えて失礼を承知で申しますと、今回の提言（案）にはかなり大きな失望感と危機感を抱いております。例えば、「法的には問題がないので」というご姿勢はいかがなものかと…。</p> <p>現に、少なからずの市民や地方議会、あるいは弁護士会等から危惧・懸念する意見が発せられているのですから、それらを最大限汲み取って提言に反映させていく姿勢こそが“真の「利用者視点」を踏まえる”ということではないでしょうか。もっと言うなら、「現行法では規制困難…」であるならば、ネット上の人権侵害被害者を救済する「法」整備の必要性にも言及して欲しいと思います。そして、私が一番強く申し上げたいことは、当該サービスを「プライバシー」や「個人情報」という問題からだけではなく、「差別問題」と重ね合わせてご検討・ご研究を行っていただきたいのです。具体的に申しますと、日本社会においては今なお、結婚・就職・不動産購入時等に、被差別部落及びその出身者、あるいは在日コリアンの人々を排除する行為が頻発しております。現に、グーグル社のストリートビューやマイマップサイトの地図情報を悪用し、これらの人々が住む地域を予断と偏見に満ちた差別的コメントを附して意図的に晒し、差別意識を助長・拡大・煽動しようとする人たちが存在します。もちろん、こんな反社会的行為を行う者が一番悪いことは言うまでもありませんが、日本社会に今なお厳存する「部落差別」や「在日コリアン差別」等々…、さらにはそれらを支えている「身元調査」にも容易に悪用できるような情報サービスを提供する方にも一定責任があると思うのです。したがって、当該サービス提供者に対して「企業倫理や公益性からも“公序良俗に反する利用は固く禁じる”旨の文言を画面上にテロップ等で明示する」等の防止策を求めるような文言をご提言の中</p>	<p>ご指摘のように、道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきでないと考えます。そのため、提言（案）に、そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、提言（案）にその旨も併せて追記することとします。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>に加味していただければ幸いです。</p> <p>(個人2)</p>	
	3	<p>グーグル社が提供されている「グーグルアース」サイトでは、封建時代に作られた古地図と現在地点の地図情報（ストリートビューとそっくりな街並み画像も含めて）とが重ね合わせて見ることができますが、私はこのサービスを知った時は言葉を失うほどショックを受けました。封建時代のおぞましい身分制の亡霊が再び甦った！…とも思いました。率直に言って、「何の目的でこんなサービスが行われているの？ 何の益があるの？」と思います。</p> <p>このようなサービスを提供されている方々は、今なお日本社会に厳然と存在する「部落差別」の事をご存知なのでしょうか？ 愛しい我が子が結婚する時…、就職する時…、「どうか、身元調査によって夢と希望を打ち碎かれるようなことがないように」と心から祈る部落出身の親が、今もたくさんいることをご存知でしょうか？ そんな心配や危惧することが、実際このサービスで容易に行えるのです。差別的な書き込みが集中する某巨大掲示板等には、そんな行為を煽るようなレスポンスが数多くあります。ただ、こんなおぞましい古地図であっても、かつて日本社会に存在した”負”の歴史的事実を表す歴史的文献という側面があることは否定するつもりはなく、学術研究等の相当な理由や目的での利用は意味があると思います。ですから、特定の地域や人々に対する差別行為を助長・拡大・煽動する類の邪悪な目的での利用は排除するような設定等を行うよう、提供社に対してご提言いただきたいのです。</p> <p>最近になって、問題のある差別的な表記は消去されましたが、他の差別呼称は依然として残っているし、原図はそのままであり、誰もが簡単にダウンロード可能な状態です。要するに、あまりにも安易な対応姿勢であると思うし、そのため、今後のサービス展開には大きな不安を感じています。</p> <p>(個人3)</p>	同上
	4	<p>インターネット地図情報サービスは、グーグル社のストリートビュー・サービスに代表されるように、カメラによって日常生活の風景が撮影され、その画像が、無料のインターネット地図サービスに連携される形で一般に公開されるものと認識しています。</p> <p>私は、民間各社が言う「社会的先進的ニーズ、利用者の視点を踏まえたサービス」という企業テーマの全てを否定するものではありませんが、当該サービスには、その機能自体に、そして運用方法に多くの問題があることを指摘するものです。住民の生活、ひとりひとりの人権は、社会的要求とされる当該ニーズよりも優先して守られるべき原則であるべきと考えます。</p>	<p>道路周辺映像サービスは、写真の内容や写り方、撮影の態様等によってはプライバシー侵害となるおそれがあることから、カメラの位置をはじめ撮影態様に配慮すること、人の顔やナンバープレートにぼかし処理等を施すこと、削除依頼には迅速に対応すること等様々なプライバシー保護のための措置を講じ</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		(個人5)	ることが必要と考えます。
	5	<p>1. インターネット地図情報サービスの提供については、指摘される課題に十分に配慮していただきたい。特に、公開による個別の住民の日常生活や人権侵害への影響を配慮すると共に、画像の公開（登録、一般に関わらず）に当たっては、画像の精度やボカシに関わらず、当該住民および地域の事前承諾を得たうえで運用することが必須条件であると考えます。</p> <p>(1) 住民の日常生活の安全を脅かす等の大きな懸念があります</p> <p>市民の日常生活が、路上を走る車上の高所に架けられたカメラから、しかも生活者には無断で撮影され、その画像が、無断でインターネット地図検索サービスに連動させる形で社会に公開されるものです。</p> <p>通常は、垣根や塀によって保たれている個人の日常生活（人物、部屋や洗濯物等）が、高所からの撮影で画像にとらえられ、公開されています。</p> <p>また、公共の場にあっても、子どもたちの遊び場や施設等が、画像として無防備に公開されることの不安があり、防犯面での心配が多くあります。これらは明らかにプライバシーの侵害です。</p> <p>(2) 部落問題等、出自等に関わる差別を煽動する手段に使用される懸念があります</p> <p>巨大掲示板である2ちゃんねる等において、グーグル社のストリートビュー・サービスが引用され「ここが部落！」という差別を助長する書き込みが平然と行われています。1975年、全国の被差別部落の所在地等を記載した差別的図書「部落地名総監」が各地に出回り、大企業を中心としてこれを利用している実態が明らかになりましたが、これを想起させる出来ごとです。2ちゃんねる等での出来ごとは、特異な例ではなく、むしろグーグル社の優れた検索サービス、個別の地図作成が可能なグーグルマップ・サービス、具体的な画像によるストリートビュー・サービスの連動により、ネット利用者の誰でもが、当たり前のように「部落地名総監」を作ることができるツールとして存在しはじめていると考えています。</p> <p>(3) 個人情報保護、人権侵害についての最大限の防止が必要です</p> <p>個人情報保護、人権侵害住防止については、住民に掲載前の告知及び許諾を受けるという手続きが必須と考えます。サービスにおいては掲載後の削除申し出により、はじめて削除を受け付ける「オプトアウト」方式を採用しているようですが、本来、ネットで公開された情報を完全に削除することは困難であり、削除前に、既に転載、引用されることによる副次的な被害が発生することは当然に予測できることです。</p> <p>従って「オプトアウト」方式では、市民の被害に対しては、実質的な対応は不可能です。</p> <p>ネットの非利用者の被害を防止することについては、本人に実態を伝える方策がなく、クレームによる対</p>	<p>(1) 人の目線を大きく超えるような高所からの撮影は、撮影態様として相当とはいえ、提言（案）17頁記述のとおり、可能な限り人間の目線に近い高さで撮影する配慮が必要と考えます。なお、公共の施設に関する情報の公開は個人のプライバシーとは別問題と考えます。</p> <p>(2) ご指摘のように、道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきでないと考えます。そのため、提言（案）に、そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、その旨も併せて提言（案）に追記することとします。</p> <p>(3) ご指摘のように、インターネット非利用者に対する配慮は重要と考えます。これを踏まえ、提言（案）では、インターネット上だけでなく電話でも削除要請等に対応すべき旨指摘していますが、このほか、地方自治体等への事前の情報提供や、なりすまし等濫</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>応も実際の効果があるとは思えません。第三者（個人・団体）による削除請求も配慮されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">（個人5）</p>	<p>用に配慮しつつ一定の範囲の第三者からの削除請求について対応することなども非利用者への配慮として有効であり、今後の検討に値するものと考えます。</p>
	6	<p>2. 施策にあたっては、国民・住民（地方議会）の懸念や意見を正しく受け止め、施策に反映していただきたい。また、十分な意見受容のためにパブリックコメントの締め切り日を延長していただきたい。</p> <p>各地の地方議会では、政府に対応を求める意見書が多数可決されています。</p> <p>意見書の中では、グーグル社や相談窓口（消費者センター、自治体）に届けられる意見の把握、インターネット非利用者の案内についての意見が出されています。</p> <p>特に住居地域の公開の許諾について、住民の同意を得ることが求められています。</p> <p>法律や条例を整備すること等も配慮されるべきかと思えます。</p> <p>まず、既に手続きをふんで提出された地方議会の意見書の内容をご検討いただきたい。</p> <p>さらに、これから届けられるであろう、地方議会による住民の声に耳を傾けるために、総務省パブリックコメント受付締め切りの延長を求めます。</p> <p>昨年、グーグルマップ・サービスによる個人情報の流出問題が発生した際、私はひとりの住民として、地元県、県内の市町村にあてて、グーグルマップの利用状況と個人情報流出の実態調査を依頼するメールを配信し、回答をいただいた経緯があります。</p> <p>地方自治体においては、まさしく住民の生活を守る大切な取り組みになります。</p> <p style="text-align: right;">（個人5）</p>	<p>提言（案）は、自治体の意見のほか、サービス提供事業者に寄せられた意見等の内容を踏まえて取りまとめられています。</p> <p>また、プライバシー等の権利主体に対して個別に情報提供や同意を取得する等の対応をすることは諸外国においても行われておらず、我が国の法令上も必ずしも求められていない上、現実的にもきわめて困難と考えられます。他方、プライバシー等への配慮から、少なくとも、地方自治体等への事前の情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p>
	7	<p>公道・市道から見えるものはプライバシーではないと思しますので、Google ストリートビューのようなサービスに足枷にならないようにしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">（個人7）</p>	<p>提言（案）17 頁記述のとおり、公共の場所ではプライバシーの利益はきわめて制約されたものになりますが、公共の場所であることの一事をもってプライバシーの利益が全く失われると解することは相当ではなく、公共の場であることを踏まえたサービス提供とプライバシー等との比較衡量が必要と考えます。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	8	<p>こうしたグーグル・ストリート・ビューとそれに類似するサービスの問題点を指摘する地方議会の意見書が全国各地で相次いで採択されています。</p> <p>「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」ではこうしたこの国の主権者である国民に最も身近で、そしてプライバシーを侵害される市民の声を直接反映している地方議会の決議・意見書を真摯に受け止めて頂き、その中で指摘されている問題点について具体的な改善策を検討されるべきではないでしょうか。</p> <p>私は、「このような技術革新があり、サービスが出現してきたのだから、、、。現行法では、想起されていないわけで規制法はない。対応する法がない、だから 違法とは言えない。事業者の立場で、新たな事業展開が進むように、、、」というような方向で今後の議論が進むのではないかと危惧しております。</p> <p>現にインターネット上でも「総務省はグーグル・ストリート・ビューが合法かどうかを判断する省庁でもないのに、その判断をサービス推進者事業者代表ばかり集めて報告書作成をしようとしているのではないか」という指摘や批判が見受けられます。</p> <p>また最近ではグーグルアースの航空写真と古地図がレイヤーで重なり、古地図上に被差別の集落名が明記されている場所を、画面を切り替え航空写真で現在の位置を特定し、さらに絞り込んでいくとグーグル・ストリート・ビューのカメラのアイコンが出現し、そこをクリックすると現在住んでいる方々の町並みや個人の敷地内が360度見ることができるという新たな問題サービスも始まっています。</p> <p>他にもグーグルアース、グーグルマップに連動し、youtube などの動画も地図情報と連動した形でどんどんデジタル情報として投稿され続けています。その隆盛は人権やプライバシーの視点で問題点をチェックできる法律も具体的な対応策も用意されないまま拡大し続けています。</p> <p>今後携帯端末の進化や通信速度のさらなる増強、携帯4世代 G4ではハイビジョン4チャンネル分のデータ・情報がやり取りできるようになるという研究も前倒しで進んでいるようです。現行のネット環境に近い将来、大きく進歩し、現在懸念されている多様な事象がより深刻化する可能性が極めて大きいといえます。こうした問題については時間をかけて十分検討していただきたいと思えます。</p> <p>このようにインターネットの普及と多様なサービスの出現、その悪用と人権侵害やプライバシー侵害事例が大きな社会問題となってきたわけですが、このような問題について市民や消費者の目線でしっかり考えるべきではないでしょうか。</p>	<p>WGには、サービス内容把握の必要等から、関係事業者が構成員として参加していますが、WGの議論には適宜、研究会親会の構成員にもご参加いただいております。また、WGでの検討結果は、関係事業者を含まず、学者、法律家、自治体、市民団体及び業界団体等の有識者からなる研究会親会に報告され、そこでの議論及び修正を経て提言（案）が取りまとめられており、サービス推進者・事業者の意向のみを反映する枠組みにはなっていません。</p> <p>また、本研究会は、新たに登場した ICT サービスや新技術を活用した情報流通などが、通信の秘密、個人情報保護、プライバシー、知的財産保護等との関係において不分明な状況が生じ、利用者の不安の高まり等がみられることを受け、利用者が安心してサービスを楽しみ、サービス提供者が利便性に富んだ多様なサービスを提供できるような環境の構築をめざして設置されたものであり、ご指摘にあるインターネットの普及に伴う人権等の侵害の問題の検討を包含するものです。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>総務省が今回招集された研究会のメンバーの皆さんはこうした多様に生起している人権問題などについて、積極的に検討していこうという姿勢をお持ちでしょうか。</p> <p>総務省はそのような視点でこの国の健全なインターネット世界の活用や発展を進めてゆかねばならない大事な省庁だと私は理解いたしております。</p> <p>いくら簡便で安価な薬品や工業技術でも環境や人体への悪影響が発覚した場合には、薬品の改良や規制、被害を最小限に食い止めるための施策が求められます。きちんと見つめて必要な対応を取らなければ、たとえば「水俣病」に対する政府初期対応のように、また薬害エイズの問題のように、国の責任ある監督省庁は批判を浴びることになるでしょう。</p> <p style="text-align: right;">(個人9)</p>	
	9	<p>現在グーグル・ストリート・ビュー問題が生起させている深刻なプライバシーや人権に関するケースも、2次被害を拡大させる懸念からメディアやネット上で紹介する事も控えられています。当事者たちの心の痛みや苦しみは非常に大きなものです。被害者たちがその被害の存在を声高に抗議することよりも「そっと知らしめないで耐えるしかない」という姿勢を多く見せている現状は悲惨なものです。</p> <p>これらは政府として市民・国民の人権やプライバシーの観点からインターネット上の諸問題への十分な対応がなされておらず、救済法や中傷・差別などに関するネット上の効果的な法規制がほとんど整備されていない事に起因します。</p> <p>ネット上の脅迫に利用されているケースやプライバシーを暴くというツールとして利用されているケースも見受けられます。こうした現実を「我々がそのような利用を推奨しているわけではない」「我が社が開発しているサービスではない」「利用者の問題」といった責任回避で総務省や事業者が済まされる問題ではないと考えております。</p> <p>今後ますます進展するIT社会の中で、真に利用者視点を踏まえたICTサービスとなりますよう「研究会」として人権やプライバシーの観点からさらなる議論が深められますよう要望し、また指摘した諸問題に対して総務省として適切に対応されますよう心から期待いたしております。</p> <p>以上、私の意見を述べさせていただきました。どうぞ十分ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人9)</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、インターネット上の名誉毀損、プライバシー等の人権侵害事案に対する法制度として、プロバイダ責任制限法に基づく削除や発信者情報開示の制度が存在します。また、プロバイダ等の業界団体においては、各種の関係ガイドラインを策定し、権利侵害情報に対する自主的な取組を進めています。</p>
	10	<p>「インターネット地図情報サービスWG」の構成員7名中にグーグル社、マイクロソフト社、NTTレゾナント社という関係企業者3名が占めている。このように自社の問題を協議するWGにおいて、自社が不利</p>	<p>WGには、サービス内容把握の必要等から、関係事業者が構成員として参加しています</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>になるような発言や資料を提出するはずがない。したがって、WGの構成員を変更されたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>が、WGの議論には適宜、研究会親会の構成員にもご参加いただいております。また、WGでの検討結果は、関係事業者を含まず、学者、法律家、自治体、市民団体及び業界団体等の有識者からなる研究会親会に報告され、そこでの議論及び修正を経て提言(案)が取りまとめられており、サービス提供事業者等の意向のみを反映する枠組みにはなっていません。</p>
	11	<p>同サービスの公表は歴史的遺産や文化財などに限り、居住地の公表は避けるべきと考えるが、検討されたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>提言(案)21頁記述のとおり、住宅地についても撮影態様の配慮やぼかし処理等によりプライバシー侵害のおそれを軽減することは可能であること、住宅地も含めて提供されなければ地図情報としての存在意義が著しく減少すること、プライバシー保護の観点から住宅地とそれ以外を実態に即して適切に区別することは困難であること、住宅地であれ商業地・観光地であれプライバシー等保護の要請の程度に差異はないことなどから、住宅地についてのサービスの一律提供停止を求めることは妥当とはいえないと考えられます。</p> <p>なお、諸外国においても居住地とそれ以外とを区別するという運用は確認されていません。</p>
	12	<p>第1次提言の内容を確認させていただき感じたことは、法律から物事や問題を見ているように感じられる箇所がいくつかありました。これまでの立法や法改正は現行法では補えきれない問題があるという現実に対</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>して取り組まれてきたものであることを十分ご承知いただいているかと思いますが、現行法に摘要しているのかどうかという議論で近年生じている問題が補えきれていないことは、5 Pの概要凡例10の問題に対する国や地方の取り組みからしても明らかです。</p> <p>(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	
	13	<p>人の目で誰もが見えるものについては公的な団体がすぐさま反応できるが、目に見えない無線というメディアについては人の関心の薄さと正しく無線 LAN を利用するための法的な担保というべき制度が未熟である。その為、問題が放置され表面化しにくいことが挙げられるが、研究会としてこの問題を放置するのか改めて問い直すこととした。</p> <p>インターネット地図における無線 LAN 位置情報に積極的に関与している企業・研究機関は以下の通りである。</p> <p>株式会社ゼンリン社 製品名：みんなの地図 クウジット株式会社 製品名：PlaceEngine Google 製品名：アンドロイド（携帯電話） 名古屋大学大学院工学研究科電子情報システム専攻情報・通信工学分野コンピュータ工学講座ユビキタシステム研究グループ（准教授 河川 信夫） エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：小林 忠男、以下 NTTBP） ヤフー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：井上 雅博、以下、Yahoo! JAPAN）</p> <p>等の第三者の無線 LAN の電波を利用して位置情報を求めるビジネスを積極的に展開している企業・研究者がある。無線 LAN のいわゆる IEEE802.11 で規定されている標識電波（ビーコン）を利用し、あらかじめ用意された電波強度と GPS による緯度経度をデータベースを参照することにより現場の位置を知るという機能である。今後 Google 社を中心にストリートビューと連携し更に商品価値を高めることになる可能性がある。</p> <p>これらの無線 LAN 位置情報ビジネスには多くの問題があり、いうなれば「無線 LAN に含まれる情報を無断で利用する。」というモラル上の問題から無線 LAN の存在を他に教えるという電波法第59条に抵触する可</p>	無線 LAN 位置情報の問題は、本研究会における検討の対象外です。

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>能性をもつものである。</p> <p>また、無線 LAN のビーコン情報にはいわゆる個人情報付のビーコンを載せている場合も少なからず存在し、一部 ISP の無線 LAN サービスでは全体の約 5% がその状態で運用されているという調査結果を得ている。</p> <p>クウジット株式会社に名古屋大学大学院のグループはそのデータを提供している事を双方の公表した取得データのネット地図 (GoogleMAP 等) を利用した公開データからも確認しており、この状況でクウジット株式会社から名古屋大学大学院のグループへの資金提供が確認できれば電波法第 59 条違反として立件される可能性もある。</p> <p>少なくとも名古屋大学・クウジット双方が取得したデータを無線 LAN 所有者が確認できずそれを勝手に「ビジネス利用」つまりお金の換えるサービスは適法とはみなすことは出来ない。つまり、電波の受信データについて、無線 LAN の所有者から「承諾」を得ていない。このビジネスは事業者の勝手な承諾前提で取引されている。しかも無線 LAN の所有者からその利用を確認できる手段が失われている。つまりやりたい放題で空間の情報をかき集めて「お金」に換えているビジネスが横行しているのは過去の住宅地図の問題で業界保護に走った個人情報保護という分野で痛い過去があり、もはや無線 LAN の位置情報は金を得るためのビジネスとして無線 LAN 設置者の保護についてなおざりになっている現状では到底容認できない。</p> <p style="text-align: right;">(北陸無線データ通信協議会)</p>	
	14	<p>また、無線 LAN の設置状況は改善されるどころか悪化の傾向が顕著であり、ICT 産業の業界は「新しいものを購入する」という事を薦めるが現状では機密情報や重要情報を扱う業務においては外部へ情報が蓄積される可能性が非常に高いこともあり、当方では使用するべきではないという結論を得ている。</p> <p>更に困ったことに無線 LAN の設置利用状況に関して「不正な利用」に関する情報が表面化しにくいのが確実に暗号化の施されていない無線 LAN アクセスポイントへのただ乗りと悪用が頻発しているのは間違いなく、代表的な事例は昨年 2 月に発生した「天皇陛下を殺害する予告」が無線 LAN アクセスポイントでただ乗りされ掲示板に書き込まれた事件である。</p> <p>既にセキュリティを扱う分野から「放置」されつつある無線 LAN のセキュリティ問題である。</p> <p>目に見える Google 社のストリートビューが大きな話題になり地方議会や弁護士会が意見を述べることになるが、目に見えない無線というメディアで大きな不正利用の温床が国内で推定 200 万台以上 (当協議会</p>	無線 LAN 位置情報の問題は、本研究会における検討の対象外です。

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>の調査により推定)ある日本国内で大きな問題とならないのは情報セキュリティを考える上でバランスを欠いたものであると指摘する。</p> <p>無線メディアに関する公的な認識が幼稚園児という位にお粗末な社会において無線 LAN 位置情報が社会的に認知され制度が整備され順調に発展するかという問いには明確に否定しなければならない根拠がいくつも存在する。逆に、名古屋大学大学院に代表される公的立場で良識・見識を問われる機関が法的に問題が多い無線 LAN 位置情報システムを積極的に推進し電波行政の不備から法廷闘争に持ち込まれる可能性を否定できない。</p> <p>当方の立場として、国家機関・地方公共団体・大学・高校・小中学校・医療機関・各種団体・企業・個人の無線 LAN 設置状況を調査・研究した結果、「人々は無線 LAN という特殊な無線メディア・機器に関して正確な知識と理解を持ち合わせていない。メディアとして信用も信頼も出来ない。」</p> <p>地方公共団体から無線 LAN を介して情報流出が頻発する危険性が日増しに高まっている現状では明確に禁止すべきレベルにあると結論している。</p> <p>でなければ、無線・ユビキタスに関して途方も無い投資を行い、法的整備をしなければならない。この日本にその余裕が残されているのか、研究会としても考えて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">(北陸無線データ通信協議会)</p>	
	15	<p>利用される市民の意見が聞かれていないことについて</p> <p>提言案3ページでは、「2. 国内の反応」との表題のもと、ストリートビューサービスに対する批判的な意見を発した地方議会の意見書等が紹介されているが、これらはいずれも「道路周辺映像サービスへの反応」とするにとどまっており、なぜこのような批判的な意見が集まっているのかに対する慎重な検討がなされている心配がない。</p> <p>そもそも、この提言案をまとめたとされる「インターネット地図情報サービスWG」には、地方議会等から批判的となっている当該サービスを実施している主体であるグーグル株式会社の担当者や、同種サービスを提供している電気通信事業者等が参加している。</p> <p>仮に、総務省がこれらのサービスに含まれる問題点を指摘する多数の地方議会等の意見に耳を傾け、慎重にこれを検討しようとするのであれば、そもそも当事者をメンバーに加えられるはずがない。このような行</p>	<p>WGには、サービス内容把握の必要等から、関係事業者が構成員として参加していますが、WGの議論には適宜、研究会親会の構成員にもご参加いただいております。また、WGでの検討結果は、関係事業者を含まず、学者、法律家、自治体、市民団体及び業界団体等の有識者からなる研究会親会に報告され、そこでの議論及び修正を経て提言(案)が取りまとめられており、サービス提供事業者等の意向のみを反映する枠組みにはなっていません</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>為は、問題点の検討を行うに際しての公正中立性に反していることは明らかである。当事者の判断を持って、当事者の行為の適否を決する見解を総務省が対外的に公表することは、行政の公正中立性に反し違法の疑いがある。</p> <p>このWGで、批判的な見解のものの意見を聴取したり、慎重に検討していないことは明らかであり、少なくともそのように疑われる手続きで結論が出されるべきではない。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>ん。</p>
	16	<p>標記研究会は、東京都情報公開個人情報保護審議会が「残された課題」としてその検討を要請した法的な課題について、諸外国の状況も含めて多角的に整理され、具体的な取組みを含めて第1次提言（案）（以下「提言」という。）をとりまとめられた。この中で、道路周辺映像サービス提供者であるグーグル社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」上の電気通信事業者に該当し、ガイドラインに従って、利用目的の通知やプライバシーポリシーの公表と遵守、オプトアウトの要件を満たすこと等が必要であることを明確に示したことについて、これを評価するものである。</p> <p>(東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課)</p>	<p>今般の提言（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
1. インターネット道路周辺映像提供サービスの現状	17	<p>第一次提言（案）（以下、「提言案」という）2ページのロケーションビューの項では、同サービスが、「平成19年10月より、法人へのデータベースの提供と実験としての会員制ウェブサイトでの一般公開という2通りの形式でサービスを提供してきた」と記載され、その後もこれを前提とした検討がなされている。</p> <p>しかしながら、同サービスは、開始後一般に利用が公開されていた。これが会員制となったのは、2008年末からのことであるから、前提事実が異なっている。</p> <p>検討対象となっているサービスの概要自体が事実と異なっているような調査は明らかに不十分である。従って、そのような不十分な調査に基づく提言案には説得力が欠けている。十分な調査が尽くされるべきである。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、必要な修正をいたします。</p>
2. 国内の反応	18	<p>香川県内自治体議会から2市9町から、貴省に対し「意見書」が提出されていますが、その内容を十分に考察され、見解に生かされたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>提言（案）は、自治体から提出された意見のほか、サービス提供事業者に寄せられた意見等の内容を踏まえて取りまとめられています。</p>
	19	<p>概要凡例9の問題について、第1次提言案では一切の記述がありません。サービス公開後の対応の充実に</p>	<p>インターネット非利用者に対する配慮は重</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>ついても、インターネットに触れることのできる機会が奪われている人々に対し、国や地方ではほとんど施策もとられぬまま今日まで至っており、受付電話を設置するように具体的提言に記述されていますが、そもそもパソコンを購入できないほど経済的余裕もなく、インターネットに接続すらできない人々が、自宅や自身のプライバシーや肖像権を脅かされている事実を把握できないのに、受付電話の設置がそれらの問題を解決できるものではありません。</p> <p>地方自治体では、ユビキタス社会の構築という名のもとに、さまざまな取り組みがなされていますが、これらデジタルディバイドの問題が解消されるための具体的な取り組みがなされている自治体は極めて少ない状況にあります。</p> <p>グーグル社への提言とともに、国に対してすべての市民が等しく情報に触れることのできる機会を、地上デジタル放送のチューナー購入に際し、所得基準を定め、その基準以下の家庭においては無料にするということも検討されてきていることから、これらの視点での取り組みを提言されたいと思います。</p> <p>(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>要と考えます。これを踏まえ、提言（案）では、インターネット上だけでなく電話でも削除要請等に対応すべき旨指摘していますが、このほか、地方自治体等への事前の情報提供や、なりすまし等濫用に配慮しつつ一定の範囲の第三者からの削除請求について対応することなども非利用者への配慮として有効であり、今後の検討に値するものと考えます。</p> <p>なお、デジタルディバイドの解消は重要な課題ではありますが、本研究会における検討の対象外です。</p>
	20	<p>概要凡例10についても、第1次提言案では一切の記述がありません。</p> <p>ストリートビューが8月5日に日本でも公開されてもなく、インターネット掲示板では、すでに部落差別や人権侵害に悪用されるケースが始まっています。</p> <p>兵庫県・京都府・大阪府などの被差別部落が撮影されている画像のURLを、掲示板などでその地名などを示し、それを並べ、差別を助長・扇動するような言葉や文面を用いて、「町並みを拝見できるインターネット上の部落地名総鑑」が作成されています。</p> <p>同じように12の都市が撮影をされていても、被差別部落に限っては、極めて差別的な表現を用い、住所も列挙され、インターネット掲示板などに登場しています。</p> <p>これまで悪質な8土業や企業によって身元調査や戸籍等不正入手されることで結婚や就職が破談されている状況に対し、一定の取り組みが進められ、地方によっては戸籍等の不正入手規制のための条例が整備されたり、八土業のなかには研修されるところも出てきたりはしていますが、課題は山積しています。</p> <p>差別事件が後を絶たないなかで、企業が差別行為者に対して、差別するための武器を与えたという結果になったのは、日々ネット上の人権問題に取り組む私たちはそう感じざるを得ません。</p> <p>それに対し、第1次提言には一切記載されないように、適応できる法律は全く存在していません。諸外国のように差別を禁止するような法さえあれば、議論されたことと思いますが、それさえも不可能な状態のな</p>	<p>ご指摘のように、道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきでないと考えます。そのため、提言（案）に、そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、その旨も併せて提言（案）に追</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>かで、同じ市民が同じグーグル社のサービスによって、プライバシーや肖像権、個人情報等の問題以外に、差別という不当な扱いを受けてしまうのが国内で未だ残されている差別の実態です。</p> <p>(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>記することとします。</p>
3. 海外の状況	21	<p>諸外国の規制を参考にし、画像がどのような目的で利用されるのか、また、誰に対して提供されるのか、あるいはどのように公表されるのかが明確になるようにされたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>提言(案)6頁以下では、諸外国における同種サービスの提供及びこれに対する関係機関の反応等につき紹介しています。</p>
	22	<p>提言案6ページでは、欧州委員会の項目において、検討中との説明しか付されていない。</p> <p>しかしながら、2008年5月には、EUデータ保護監察官(EU Data Protection Supervisor)が、ストリートビューサービスが、EUデータ保護指令に反する可能性があるとの見解(Google StreetView Might Breach EU Laws)を公表した。</p> <p>グーグル社や、WGにとっては不都合な事実かも知れないが、これを記載しないのは公正さを疑われる。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>道路周辺映像サービスについては、EUデータ保護監察官ではなく、専ら、指令95/46/EC(個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令)第29条に基づき設置されるデータ保護作業部会にて検討されていますが、平成21年8月末現在も、依然検討中であり、同作業部会において何らかの見解を公式に示した事実は確認されておりません。</p> <p>なお、海外においてご指摘にあるような報道がなされていますが、EUデータ保護監察官がストリートビューサービスに関して、公式に見解を表明したという事実は確認されておりません。</p>
4. 我が国において懸念される法的問題	23	<ul style="list-style-type: none"> ・一度公開された場合、被害の回復が非常に難しいことから、匿名化処理後であっても個人情報として扱うと共に、流出防止のため、匿名化処理前の画像の破棄を義務付け、破棄をしていない場合は、例えそれが日本国外で保存している場合であっても、初回から処罰の対象とすること ・撮影用のカメラの高さを、人の平均的な視線を考慮した高さ以下とすること ・撮影可能な道路についての基準を決め、自治体の条例でより厳しい基準とすることを可能とすることと、私有地についてはその所有者と関係者の総意によって撮影可能とすること ・匿名化処置の対象として、人の顔、表札、室内、(物干し竿等で干している)下着類、ならびに、それに順 	<p>提言(案)17頁では、人の視線を大きく超えるような高所からの撮影は、撮影態様として相当とはいえ、可能な限り人間の視線に近い高さで撮影する配慮が必要であること、私有地にあえて無断で立ち入るなど不当な手段を用いて撮影することのないよう配慮する必要があることを指摘しています。また、現</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>ずるものとする事</p> <p>・撮影する場合は、写りこむ可能性があるすべての世帯に文書で事前に通知することを義務付けること</p> <p>上記四項目に違反した場合は、初回から処罰の対象とすること</p> <p>(個人6)</p>	<p>在の技術で対応できることには一定の限界があると考えられますが、プライバシーや肖像権との関係で問題を生じやすい情報については、将来、技術的に可能となった場合に、より一層の配慮をすることは期待されます。</p> <p>また、プライバシー等の権利主体に対して個別に情報提供や同意を取得する等の対応をすることは諸外国においても行われておらず、我が国の法令上も必ずしも求められていない上、現実的にもきわめて困難と考えられます。他方、プライバシー等への配慮から、少なくとも、地方自治体等への事前の情報提供を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>その他の点については、今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p>
	24	<p>プライバシー侵害に当たらないというが、自らが「知らない間」に撮影され、公表されることは著しいプライバシー侵害に当たると考えられるが検討されたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>道路周辺映像サービスは、写真の内容や写り方、撮影の態様等によってはプライバシー侵害となるおそれがあることから、カメラの位置をはじめ撮影態様に配慮すること、人の顔やナンバープレートにぼかし処理等を施すこと、削除依頼には迅速に対応すること等様々なプライバシー保護のための措置を講じることが必要と考えます。</p>
	25	<p>自動車等のプレートや表札に「ぼかし」がほどこされているというが、近隣の人であれば、すぐに誰か識別できる。このことのみプライバシー侵害される可能性があり、比較的限定されているというが、プライバシー侵害や人権侵害は近隣間で起こることが少なくない。したがって重要視し、対処されたい。</p> <p>(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>提言（案）16頁では、ナンバープレートについてはぼかしを入れたり解像度を荒くしたりするなどして判別できなくして公開する必要があること、表札についても、可能な限り、</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
			ぼかし処理や削除等何らかの対応をすることが望ましいことを指摘しています。
	26	<p>グーグル社のサービス「マイマップ」では、個人や組織が作成した個人情報の入った地図情報が「作成者及び作成者が許可した者以外は閲覧できない」と記載されていたにもかかわらず、第三者にも閲覧可能であったことが昨年大きな問題となり、マスコミや国会でも取り上げられました。</p> <p>企業の顧客名簿、病院の患者名簿、学校の児童名簿、福祉関係者の介護サービス適応者名簿等々が多数流出しました。流出した情報には、個人の名前、住所、電話番号等連絡先、保護者名、患者の病名、心身の状態等があります。</p> <p>作成者が流出していたことに気づき、削除はなされましたが、一度流出したネット上の情報は、以前から魚拓やハードコピーをとられ、幾度となく悪用されるという事例は後を絶ちません。</p> <p>つまり、このマイマップで流出した個人情報がストリートビューとリンクされることにより、特定個人宅が映像でも確認されてしまいます。他にも、これまでインターネットのみならず、個人情報が大量に流出した事件は解決されていません。また、日々報道される事件についても、インターネット上では事件の加害者のみならず被害者の内情すら公開される時代にあります。</p> <p>最近のものでは、京都教育大学の学生が起こしたとされる事件がその典型です。</p> <p>11Pに記載されているように「検索することができるように体系的に構成」されてはいませんが、これまで国内で生じた個人情報に関する問題を十分認識された上での検討されていくことが求められています。事件が発覚し報道などを通じて、個人情報漏洩の問題があると「認識」されることと、実際に見えないところで問題が「ある」というのは別問題です。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。
	27	<p>グーグル社が道路をプリウスにカメラを搭載し撮影し続けていることについて、本人の許可なく肖像や住宅、開口部内等々を撮影されていることに対して不快であると感じる市民がいることそのものが問題であり、各種法令との兼ね合いについては、1)と同様に、現行法とこれら問題との照合は本来後の議論であるように思います。</p> <p>近年、人権問題に関して諸外国では早くから、当事者自身の感じ方が差別や人権侵害の基準となってきています。日本においても、改正均等法によって、「労働者の主観を重視しつつも、労働者の感じ方」がセクハラ等の基準になりました。多くの市民が感じている不安・不満、そして権利の侵害であるとの当事者性を重</p>	提言（案）は、道路周辺映像サービスと個人情報保護法やプライバシー等の法律及び諸権利との関係を整理することを主たる目的としていますが、21頁以下において、社会一般の不安や懸念等の心理を踏まえ、法的な問題を克服できたからといって直ちに受け入れられるわけではないことも併せて指摘し、そう

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>視する必要があります。</p> <p>19Pに記載されている「したがって肖像権との関係でも、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い」とされていますが、グーグルアース上では、肖像権の侵害が360°撮影された画像によって公開され、ぼかしが一切かかっていないものを放置している状況がグーグル社にはあります。撮影されたという自覚すらない方々が多いなかで、その事実を把握する術や情報がなく、他方で悪用されたり、サービス利用者に公開され続けるという問題があります。</p> <p>気になるところは、グーグル社が行っている行為そのものが盗撮（被写体、または対象物の管理者に了解を得ずにひそかに撮影を行うこと）にはならないのか、各都道府県の迷惑防止条例に違反していないのかなどについて、12Pに記載されている「個人情報取扱事業者」ではないものの、その組織構成員が起こしている問題として摘要されないのかご検討いただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>した不安や懸念を可能な限り払拭していくための取組について提言するものです。</p> <p>また、正当な理由のないのぞき見については、軽犯罪法において拘留又は科料に処することとされており、この点は提言（案）19頁において言及されています。</p>
	28	<p>グーグル社も述べられているぼかし処理については、ネット上で設けている削除ガイドラインに申請があってはじめて削除手続きに至るのであり、技術の不備によってぼかし処理がなされなかった人物等に対し、第三者がハードディスクなどに保存した場合に対する救済制度は存在していません。仮に、第三者が保存した情報をネット上に公開したとしても、それを誰が、いつ、どこで、どのような方法で発見していくのかについても、ほとんど整備されていない状況にあります。</p> <p>グーグル社のサービスを通じて生じた問題に対し、5W1Hによる実態把握手段、相談機関などは全く整備されていないなかで、今現在、何が起きているのかを地方議会でも出されてきた意見書をもって判断されていくことは安易な行為であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられます。</p>
	29	<p>提言案8ページでは、道路周辺映像サービスのメリットとして4点を挙げている。</p> <p>しかしながら、これらの中には、明らかに適切でないものが含まれている。</p> <p>③の「インフラの施設管理（マンホール、電線、電柱の管理）」と、④「消防救急・防災その他地方行政サービス（水道、道路管理、下水道管理）」については、映像を公開することなく達成できるメリットである。</p> <p>すなわち、これらは、ロケーションビュー社が、わが国の自治体から個別に委託を受け、上記の行政目的のために自治体中の画像を収集し、自治体に提供し、その提供を受けた自治体が、これらの行政目的のために使用したという実績をもとにした説明がなされていると考えられる。</p>	<p>提言（案）8頁で紹介しているものは、実際に道路周辺映像サービスを活用しているものであり、例として挙げるのが不適切とはいえないと考えます。</p> <p>紹介されている活用例のメリットに対する評価については、ご意見として承ります。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>収集・利用目的のすべてについて正当性があるかどうか不明だが、これを認めたとしても、このような行政目的の達成のためには、画像を収集し、自治体が取得すること、それを自治体が内部において利用することで十分である。</p> <p>ところが、ロケーションビュー社は、これらの画像を、個別の市民の同意なしに、勝手にインターネット上で公開してしまった。これは、自治体の行政目的達成とは全く無関係であり、何ら行政目的に貢献する余地がない。むしろ、自治体から委託を受けた目的外の個人情報の漏洩、もしくは故意による流出と見るべき問題である。</p> <p>このような、行政目的と無関係のプライバシー情報の漏洩を、あたかも正当な行政目的での利用であるかのように整理している当該箇所は、デメリットをメリットと錯覚させる記載であり、明らかに不相当である。直ちに訂正されるべきである。</p> <p>なお、その他のメリットは、わずかなものに過ぎず、制約されるプライバシー権との比較衡量上優越するものとはとうてい評価できない。</p> <p>また、提言案16ページにおいても、公開の目的・意義としてこれらの地方行政のための利用が掲げられているが、公開とは全く無関係であり、何らメリットと評価し得ないことが肝に銘じられるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	
	30	<p>ア 「個人情報」該当性について</p> <p>個人情報保護法においては、個人情報の、収集、管理、利用、提供等の各場面において、個人情報を適正に取り扱うことが求められている。</p> <p>インターネット地図情報サービスにおいても、これらの各過程ごとの検討が不可欠である。</p> <p>ところが、提言案においては、冒頭において「道路周辺映像サービスにおいて公開されているものは、」という言葉から唐突に検討が始まっており、公開される前の、画像の収集過程の検討がすっぽりと欠落している。</p> <p>公開の過程で顔をぼかすとしても、収集の過程においては、解像度の高いレンズで識別可能な顔の情報を収集しているのである。この場合、後で利用の場面においてぼかしを入れるからと言って、最初の収集の場面においてさかのぼって個人情報でなかったことになるはずがない。</p> <p>そもそも個人情報の収集過程が適正かどうか(個人情報保護法17条)の検討がなされるべきであるのに、これを無視するのは明らかに相当性を欠く。</p>	<p>道路周辺映像サービス提供者が個人情報取扱事業者に該当しない場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第17条の適用がないこととなります。他方、個人情報取扱事業者に該当する場合には、ご指摘のように、同条の適用があることになり、提言(案)13頁にあるとおり、プライバシー等を侵害する取得すなわち撮影行為は同条に抵触しうると考えられます。</p> <p>なお、撮影態様の相当性については、提言(案)17頁において検討しています。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>そして、本件において、収集されている人物の画像等が識別可能であって、個人情報に該当することは否定のしようのないことである。</p> <p>これを原則として該当しないというのは、明らかに間違っている。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	
	31	<p>イ 「個人情報データベース等」 該当性について</p> <p>提言案は、これを否定しているが、相当ではない。</p> <p>たとえば、住所について、〇〇丁目〇〇番〇〇号まで入力して検索をし、特定の個人の居宅を検索することが容易になされるサービスが存在する。</p> <p>このような場合、特定の個人情報である、居宅情報が検索されるのであるから、「個人情報データベース等」に該当すると言うべきである。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>住所と家屋等の外観の画像のみから直ちに特定の個人を識別することが可能になるものではなく、住所を入力して当該住所に存在する家屋等の外観の画像が表示できることをもって、特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成されたものに該当することにはならないものと考えます。</p>
	32	<p>ウ 18条1項違反</p> <p>上記の通り、本件において取得されている肖像等は、個人情報である。</p> <p>個人情報保護法は、個人情報を取得した場合に、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表することを義務づけている(18条1項)。</p> <p>しかるに、本件において、グーグル社は、個人情報を取得した場合における、利用目的の公表を十分に行っているといえるかについては、撮影・公表時点においてプライバシーポリシーにすら書き込まれていないのであるから履行されていない。従って、個人情報保護法18条1項に反している。</p> <p>株式会社ロケーションビューについても、プライバシーポリシーにおいて、当該事業に使用する旨の告知を定めたのは、画像公開がなされた2007年10月よりあとの2007年12月18日であり、公開行為より撮影行為の方がさらに先行していることを考えると、当初の撮影部分については、速やかな公表とはなっていないものと考えられる。従って、その部分に関しては、少なくとも個人情報保護法18条1項に反している。</p> <p>ウォークスルービデオシステムについても、現時点においても、撮影・公表行為をプライバシーポリシーに記載していないから、個人情報保護法18条1項に違反している。</p> <p>エ 23条2項違反</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、提言(案)は、一般的に道路周辺映像サービスと我が国の法令等との関係を整理するとともに提供者に求められる取組について提言することを目的とするものであり、特定の事業者やサービスの適法性等につき審査及び判断するものではなく、あるサービスが、ガイドラインに抵触するか否かは、サービスごとに個別に検討することが必要です。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>また、個人情報保護法は、本人の同意なく個人データを第三者提供する行為につき、一定の条件をもとに認めている（ただし、プライバシー情報に関しては、形式的にこの手続きを履行していたとしても、不法行為が成立する）。</p> <p>それは、本人の求めに応じて個人データの第三者提供を停止する手続き（オプトアウト）が保障されていることであり、具体的には、（ア）第三者提供すること、（イ）第三者に提供される個人データの種類、（ウ）提供の手段または方法、（エ）本人の求めに応じて第三者提供を停止すること、の4点をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知りうる状態に置く場合である（個人情報保護法23条2項）。</p> <p>本件では、グーグル社は、さまざまな画像情報を自社のホームページ上で公表することや、その公表行為を停止することができることについて、事前に広報を行わないまま、データの収集と公表を行っている。従って、個人情報保護法23条2項に違反している。</p> <p>また、株式会社ロケーションビューについても、ホームページ上での公表行為を第三者提供ととらえていないためか、公開を停止することを容易に知りうる状態に置いていないことはもとより、画像の削除請求に対してすら説得の上で事実上拒否している。</p> <p>従って、個人情報保護法23条2項に違反している疑いがある。</p> <p>さらに、ウォークスルービデオシステムも、同様に公開を停止することを容易に知りうる状態に置いていない上、画像の削除請求に応じていないので、個人情報保護法23条2項に違反している疑いがある。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志）</p>	
	33	<p>オ オプトアウトの限界</p> <p>しかも、仮にこれらの点が今後仮に改善されたとしても、情報主体が公表行為の停止を求めることが困難な場合が考えられ、その実効性は十分とは言えない。</p> <p>例えば、インターネットを利用しない高齢者その他の情報弱者は、自らの画像が公表されていることにすら気づかない可能性が大きく、停止請求権を行使することが困難である。また、インターネットを利用するものであっても、地図上に公表されている画像につき、地域ごとの撮影日時が知らされなければ、自分の画像が写りこんでいないか、十分にチェックして停止請求権を行使することは著しく困難である。</p> <p>さらには、いったん公開されたデータにつき、利用者が自分の独自の方法で利用する仕組みを完成してしまった場合（例えば、不動産会社が、自社の営業目的で画像を包括的に2次利用した場合など）、誰に対してどのような停止請求を行うべきなのか、その手がかりすらつかめないう仕組みになっている。</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、インターネット非利用者に対する配慮は重要と考えており、提言（案）では、インターネット上だけでなく電話でも削除要請等に対応すべき旨指摘していますが、このほか、地方自治体等への事前の情報提供や、なりすまし等濫用に配慮しつつ一定の範囲の第三者からの削除請求について対応することなども非利用者への配慮として有効であり、今</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>このような、情報主体がデータの取扱いにつきコントロールすることが極めて困難なほど広範な第三者提供がなされる行為が、単純にオプトアウトの手続きをしさえすれば適法といえるかには疑問もある。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>後の検討に値するものと考えます。</p>
	34	<p>カ 電気通信事業個人情報保護ガイドライン</p> <p>提言案に指摘されているとおり、電気通信事業個人情報保護ガイドラインが遵守されるべきである。</p> <p>その中で、6条1項に、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと」という項目がある。ストリートビューサービスや、ロケーションビューサービスは、明らかにこれに反している。</p> <p>先に指摘したロケーションビュー社の、自治体からの委託に基づき取得した自治体中の映像を、いったん自治体に納入し、自治体がそれに基づいて地方行政のために利用したものと同一情報を、地方行政目的の達成と無関係に、インターネット上に公開していることは、6条1項違反であることが明らかである。</p> <p>ストリートビューサービスも、「遠隔地の町並みを散歩してみる」という便益のためであれば、個々人の要望や姿勢が写り込んでいる必要はなく、公表される必要もないから、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っており、6条1項違反である。</p> <p>利用目的の通知・公表（8条1項）、プライバシーポリシーの公表と遵守（14条）、公開に本人の同意を得るかまたはオプトアウトの要件を満たすこと（15条2項）については、すでに指摘したとおり違反している。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	<p>電気通信事業者が道路周辺映像サービスを提供するにあたっては電気通信事業における個人情報保護ガイドラインを遵守すべきであるとする提言（案）に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、提言（案）は、一般的に道路周辺映像サービスと我が国の法令等との関係を整理するとともに提供者に求められる取組について提言することを目的とするものであり、特定の事業者やサービスの適法性等につき審査及び判断するものではなく、あるサービスが、ガイドラインに抵触するか否かは、サービスごとに個別に検討することが必要です。</p>
	35	<p>(意見)</p> <p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」との関係でコンテンツプロバイダにおける個人情報保護施策を議論するに当たっては、「通信の秘密」という電気通信事業特有の保護を目的としたものなのか、一般的な個人情報保護を目的としたものなのか、明確に区別した上で議論すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>○「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は、「通信の秘密」という特別の事情から、個人情報保護法よりも適用対象等が拡大され、個人情報の格別な取り扱いが求められています。</p> <p>○一方、電気通信ネットワークを利用した多様なサービスが展開されるようになりましたが、HPやブログ等、不特定多数の閲覧に供する電気通信サービスのほとんどは、「通信の秘密」とも関わる事業であるなど極めて高い公共性を有し」とまでは言えません。このような事業における個人情報保護は、電気通信事</p>	<p>電気通信事業を営む者が扱う情報は「通信の秘密」の保護と「個人情報」の保護の両方に関係することから、議論する際には、両面からの議論が必要と考えます。</p> <p>また、本ガイドラインは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）上、電気通信事業を営むことについて登録、届出が必要とされる者の他、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者についても、同法第4条（秘密の</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>業以外の事業分野と同様の観点から検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(楽天株式会社)</p>	<p>保護)の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから、本ガイドラインの対象とされているものです。</p>
	36	<p>(意見)</p> <p>「道路周辺映像サービス」の個人情報保護については、「通信の秘密」に関わる電気通信事業の個人情報保護として論ずるのは不相当であり、他の事業分野も含めた一般的な個人情報保護の問題としてとらえるべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>○「道路周辺映像サービス」など登録・届出対象の電気通信事業ではないインターネット上のコンテンツの自動公衆送信サービスのほとんどは、「通信の秘密ともかかわる事業であるなど極めて高い公共性を有し」といっては言えません。</p> <p>○「道路周辺映像サービス」における「個人情報」が何を指すのか必ずしも明確ではありませんが、撮影時に写り込みをした人の顔や表札の映像等を対象に考えているとすれば、その保護を「通信の秘密」の保護と考えるのは不相当です。撮影時にどのような手続き・条件であるか、映像提供時にどのような処理・配慮をした上であるかなど、電気通信とは別の観点から個人情報保護を検討すべきであり、電気通信事業特有の問題ではありません。また、仮に、この問題について個人情報保護を検討するのであれば、映像の撮影や提供という点では同様なので、TVや新聞などの既存メディア(これらは情報が公開された場合に情報の伝わる範囲はインターネットと比べても遜色ない。)も同列に並べた上で議論すべきです。</p> <p style="text-align: right;">(楽天株式会社)</p>	<p>同上</p>
	37	<p>提言案16ページにおいて、プライバシー権侵害の検討が行われているが、この箇所においては、サービスに関連する、どのようなプライバシー情報を検討の対象にするのが不明確なまま突然検討が開始されている上、検討の途中でぼかしを入れるなどの修正策を自ら提示しているため、結局、現在のサービスにおいてプライバシー権侵害の程度がどの程度のものであるか、あるいはそのため、比較衡量上違法なのか適法なのか、という結論が示されていない。</p> <p>また、数万人の顔情報、あるいは数万の住居情報を一気に収集するという場面のプライバシー侵害の程度の検討、これをさらに世界中にインターネットを通じて一気に公表するという場面におけるプライバシー侵害の程度の検討が慎重に行われるべきである。</p>	<p>提言(案)では、16頁以下において、判例に示された判断基準を参考にしつつ、公開の目的・意義、侵害の有無・程度等につき、インターネットの特性、公道上からの撮影についての評価、相当と思われる撮影行為の態様等の諸事情を加味して十分に検討し、提供に当たっての条件を明示しております。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>本来、提言案においてもっとも詳細に検討がなされるべき当該箇所は、極めて簡潔であり、検討の途中から修正提案を自ら行う形態となっており、冷静な第三者として公正中立に検討を行った形跡は見あたらない。</p> <p>慎重に検討すれば、少なくとも収集過程において違法である疑いがあること、及び公表の場面において違法であることが指摘されるはずである。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	
	38	<p>提言案18ページにおいて、「関係裁判例によれば、公道において普通の服装・態度でいる人間の姿を撮影・公開することは受忍限度内として肖像権侵害が否定されることが多い・・・肖像権侵害を肯定した事例においては、特定の個人に焦点を当ててその容貌を大写していることなどの事情が重視されており、公共の場の情景を流して撮影したに過ぎないような場合には肖像権侵害は否定されるという方向性を示唆しているものがある。」として、これのみを唯一の基準として検討を開始している。</p> <p>そして、意図的に人の容貌を収集しているわけでもなく、意図的に人の容貌を公開しているわけではないからといって、受忍限度を超える肖像権侵害はないという。</p> <p>しかしながら、これらの判断は、その基準自体も、またあてはめ方も妥当性を欠いている。</p> <p>本件における画像の収集行為は、数万人というおびただしい人物の肖像と、数万という住居情報を、網羅的に対象にしている点において、未曾有のプライバシー侵害行為である。</p> <p>提言案が前提としている裁判例は、一人の女性をとらえた事件の肖像権侵害を前提としたものであり、かつ、たった一人の女性の肖像権侵害によって、インターネット上の公開という行為を、違法と判断したものである。</p> <p>本件のように、おびただしい数万人の肖像を根こそぎ、網羅的に収集し、一気に世界中にインターネットを通じて公開する行為は、従来の裁判例では前例の全く存在しない行為である。</p> <p>しかも、情報収集の対象となっている人物や地域については、一般人の感覚からしてとられたくないと考えられる場所（住宅街その他の、人が密かに撮影され、その情報を公開されることに不安・不快の念を覚える場所）を排除しない、根こそぎの網羅的なものである。</p> <p>それ自体が、サービスの目的達成のために必要不可欠とは考えられず、また、サービスの有益性と比較して、これら肖像権の侵害を甘受しなければならない事情を見いだすことは困難である。</p> <p>従って、このような網羅的・大量の肖像等の情報を本人の同意無く世界中に公開することは違法であり、</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>かつ、そのような違法な行為を行う前提として、ぼかしのない人の肖像等を網羅的に収集する行為も、メリットとのバランスを欠く行為として違法と言うべきである。</p> <p>(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	
	39	<p>グーグル社が、ぼかし処理前の人の顔の画像を保有している、或いは画像データと個人を特定できる情報が結びついた情報を保有していると思われる報道がなされている。そうであれば、提言の中で「個人情報取扱事業者ではない」と判断した前提条件を満たさないこととなる。事実関係を明らかにした上で、改めてグーグル社はストリートビューに関して「個人情報取扱事業者」であるか否かについて判断を行うこと。</p> <p>(理由)</p> <p>*グーグル社はぼかし等の措置を講じる前の映像を保有しているとの報道がなされている(ドイツのハンブルグ市とのぼかし処理前の画像の保有条件についての合意、オランダでの犯人逮捕の決め手となるぼかし処理前の顔写真の提供)。提言では、ぼかしていない個人の容貌は「個人情報を含む情報の集合物」に該当するとしており、グーグル社がぼかし等の措置を講ずる前の画像の保有について日本での正確な状況を聴取し、提言で明らかにする必要がある。</p> <p>*グーグル社は第39回東京都情報公開・個人情報保護審議会での質疑において、「削除した画像データは保有していない」旨を回答したが、本年5月にグーグル社が自ら公表した改善策の中で、再撮影画像の公表に当たっては、既に削除要請に基づく削除を行った画像については、再度の削除要請は不要であるとしている。削除要請者のデータがなければ、再撮影した画像から該当画像を削除することはできないと考えられる。削除の申し出により取得したデータを検索可能なデータベースとして管理していれば個人データとなり、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」としての責務を負うことになる。</p> <p>(東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課)</p>	<p>提言(案)は、一般的に道路周辺映像サービスと我が国の法令等との関係を整理するとともに提供者に求められる取組について提言することを目的とするものであり、特定の事業者やサービスの適法性等につき審査及び判断するものではなく、あるサービスが、ガイドラインに抵触するか否かは、サービスごとに個別に検討することが必要です。</p>
	40	<p>「インターネット地図情報サービスについて」には、「プライバシー権・肖像権との関係」を記したp.16において、「車両のナンバープレート(略)が写り込んでいる場合にも、内容や写り方によっては(略)プライバシーとして法的保護の対象となる可能性がある」との記述、また、「特に、人の顔や車両のナンバープレートなどはプライバシーや肖像権との関係で問題を生じやすい情報であり」との記述があります。</p> <p>しかし、その一方で、「個人情報保護法との関係」を記したp.11には、「車両のナンバープレートの番号からその登録名義人や使用名義人を照会することは容易ではないことから、個人識別性を欠き」との記述があり、脚注11として、「運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口において所有者等の登録事項を確認する</p>	<p>原則として、ナンバープレートのみから特定の個人を識別することは困難といえ、住所とナンバープレートの結びつきのみから直ちにプライバシー侵害となるかについては慎重な検討が必要と考えられますが、例えば住居の表札が写っている画像にナンバープレートを識別できる車両も写り込んでいる場合など</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>ことができるが、確認には(略)の他に車台番号下7桁の数字すべてが必要とされる。」との記述があります。</p> <p>前者はプライバシー権について述べたものであり、後者は個人情報保護法について述べたものであって、両者は別であるから矛盾しないということは理解できます。しかし、後者で「個人識別性を欠く」と結論付けているにもかかわらず、前者でプライバシー権にかかわるとされている点について、その理由が示されていません。</p> <p>従来、平成19年11月以前においては、運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口において、ナンバープレート記載の情報から登録名義人を照会することが可能であったため、車両のナンバープレートにはプライバシー性があると考えられてきたのだと思います。しかしながら、それが平成19年11月以降には、p.11の脚注11に記述されている通り、車台番号の下7桁を必要とするようになったことで、ナンバープレート記載の情報からでは照会が事実上不可能になったのですから、この事実だけをとらえれば、従来より考えられてきたナンバープレートのプライバシー性は、既に消滅したと読者に誤解される虞があると考えます。</p> <p>つまり、道路周辺映像サービスにおいて、車両のナンバープレートが写り込んだ映像が(ぼかし処理なし)に掲載されることがプライバシー上の問題となるのは、陸運支局等での照会という問題ではなく、道路周辺映像サービス自体が車両の所有者を特定するのに利用され得るという点にあるのであり、そのことを第一次提言に記載するべきであると考えます。</p> <p>たとえば、住宅前のガレージに駐車した車両のナンバープレートが写り込んだ写真が道路周辺映像サービスに掲載されれば、そのナンバーの車両が当該住宅の居住者が所有するものであることが(当該住宅に実際に出向くまでもなく)容易に推定される事態を招きます。住宅の場所は道路周辺映像サービスによって住所と直結されていますから、(氏名は直ちに明らかにならないにしても、)ナンバープレートと所有者住所とが紐づくこととなります。このことが、道路周辺映像サービスに特有の、従来には存在してこなかった新たな、ナンバープレートのプライバシーへの影響であって、第一次提言は、このことについて記載するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人11)</p>	<p>にはプライバシーとの関係で問題が生じうると考えます。</p> <p>もっとも、住所とナンバープレートの結びついた場合にプライバシーに対する不安や懸念を引き起こす可能性があることはご指摘のとおりと考えられますので、提言(案)にその旨追記することといたします。</p> <p>いずれにせよ、提言(案)では、ナンバープレートについては、ぼかしを入れる等の配慮を求めています。</p>
5. より信頼されるサービスに向けて(具体的提言)	41	「インターネット地図情報サービスWG報告書(案)」の20頁4～7行目で、当該サービスによって提供される映像の二次利用の問題について触れられていますが、その問題に対する具体的な対応策については示されておりません。	道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきではないと考えます。そのため、提言(案)に、

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>現在、インターネット上においては、匿名性を悪用して、特定個人・団体や不特定多数の者を誹謗・中傷し、差別を助長する行為により、人権侵害となる事象が起こっています。「地図情報サービス」が提供されることにより、更にこういった事象に利用され悪質化することが懸念されます。</p> <p>このため、サービスの二次利用により起こりうる差別事象の発生を防止する対応策についても検討され、実効性ある仕組みづくりについても併せて提言すべきと考えます。</p> <p>(福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課)</p>	<p>そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、その旨も併せて提言(案)に追記することとします。</p>
	42	<p>まず、第一次提言(案)12ページでは、<u>道路周辺映像サービス提供者が、道路周辺映像サービス以外において、何らかの「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、個人情報保護法の第4章で規定されている具体的な責務が課せられる「個人情報取扱事業者」に該当することが指摘されている。</u>この点については、現に、「ストリートビュー」サービスを提供しているグーグル社は、姓名等の登録を要件とする「Google アカウント」を作成したユーザに対し「Gmail」等の大規模サービスを提供しており、個人情報取扱事業者に該当する可能性が高い。</p> <p>つぎに、個人情報保護法における個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を指しており、第一次提言(案)11ページでは、<u>①表札の氏名が判読可能な状態で写っていたり、個人の要望につきぼかし忘れがあったりすることによって、個人識別性のある情報が含まれる場合や②道路周辺映像サービス提供者がぼかしをかける前の映像を保存している場合には、その情報が個人情報に該当することが指摘されている。</u>この点については、現に、通常の撮影・画像加工技術を用いるならば、ぼかしをかける前の映像を一時的であれ取得している、つまり、道路周辺映像サービス提供者は個人情報を取得している可能性が高い。</p> <p>その上で、第一次提言(案)12ページでは、<u>取得すなわち撮影がプライバシー・肖像権を侵害するようなものである場合には、個人情報保護法17条の個人情報の不正取得禁止規定に抵触する可能性があることが指摘されている。</u>具体的な侵害について、第一次提言(案)19ページに、<u>一部に、風俗店等に入出入りする姿、立小便をしている姿、職務質問を受ける姿等公道であっても撮影、公開されることを通常許容しないと考えられる写真が入り込むことなどが挙げられている。</u>この点については、現に、道路周辺映像サービス</p>	<p>提言(案)は、一般的に道路周辺映像サービスと我が国の法令等との関係を整理するとともに提供者に求められる取組について提言することを目的とするものであり、特定の事業者やサービスの適法性等につき審査及び判断するものではなく、あるサービスが、ガイドラインに抵触するか否かは、サービスごとに個別に検討することが必要です。</p> <p>なお、仮に、サービス提供者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、ご指摘のとおり、個人情報保護法第17条の適用があり、サービスの性質上、一部において同条に抵触しうる個人情報の取得が発生する可能性は否定できません。提言(案)は、12～13頁にてその旨指摘した上で、それを踏まえて「必ずしも違反するものではない」と述べるにとどめたものです。ご指摘を踏まえ、該当箇所にとその趣旨を明確にする補足説明を追記すること</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>により提供される画像をホームページへの埋め込みファイルとして公開したり、あるいは、道路周辺映像サービスで一度公開されたものの削除された画像を独自に保存し公開する、いわゆる「まとめサイト¹」において、「外回り中に気分爽快♪¹」といったタイトルで風俗店から出てきた男性の画像や、「立ちションするおっさん」といったタイトルで立小便をしている男性の画像など肖像権侵害にあたるような事例が存在していることが確認できる。</p> <p>このように、第一次提言（案）が指摘している個人情報保護法17条違反の可能性について、一部の道路周辺映像サービスにおいてすでに違反があった可能性が高いにも関わらず、20ページの「具体的提言」のパートでは、現時点では、性質上個人情報保護法の義務規定に必ずしも違反するものではないとされており、これまで検討した結果を結論付ける表現としては不適切である。従って、この表現は、「一部の撮影行為が個人情報保護法の義務規定に違反する可能性がある」と改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（千葉県消費者センター）</p>	<p>とします。</p>
	43	<p>まず、個人情報の開示を裁判手続により請求することの可否を争った事件（東京地判平成19・6・27判例タイムズ1275号323頁）では、裁判所は、法は本人が個人情報取扱事業者に対して開示等を裁判上請求する権利を有することを規定したのではなく、「法は、個人情報取扱事業者が法25条等の規定に違反した場合には、当該個人情報取扱事業者や認定個人情報保護団体による自主的解決及び主務大臣による行政上の監督によって、個人の権利利益を保護することとしているものと解される」と判断している。</p> <p>また、個人情報の保護に関する基本方針の6ページでは、「悪質な事業者の監督のため、個人情報取扱事業者に対する報告の徴収等の主務大臣の権限等について、これを適切に行使するなど、法等の厳格な適用を図るものとする」と指摘されている。</p> <p>このように、個人情報の適切な取り扱いによって個人の人格尊重が図られる実効性を担保しているものは、主務大臣による適切な権限行使であることが指摘されているにも関わらず、第一次提言（案）20ページでは、個人情報保護ガイドラインの遵守について、（事業者の）<u>合理的な努力により遵守は可能であると</u>指摘するにとどまっている。一部の道路周辺映像サービスにおいてすでに17条違反があった可能性が高く、また、今後、サービス提供地域が拡大するにつれ、個人の人格尊重が十分に図られない事例が拡大することを未然に防止するためにも、国、主務大臣に対する個別具体的な提言を盛り込むよう改めるべきである。具体的には、22ページに下記のような提言を追加すべきである。</p>	<p>国が個人情報保護法の適用がある場合ないし個人情報保護ガイドラインの遵守が求められる場合に、対象となる者に対して、必要に応じて指導・助言その他の措置を講ずることは当然であり、提言（案）にその旨追記することとします。</p>

¹ <http://street-view.blog.so-net.ne.jp/> や <http://google-streetview.seesaa.net/> など

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>「一部の道路周辺映像サービスが法第十七条に抵触する恐れがあることを踏まえ、主務大臣は、道路周辺映像サービス提供事業者に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関し報告をさせ、未然防止のための措置を含め、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることが望ましい。</p> <p>具体的には、まず、撮影前の段階において、法第十七条に抵触する恐れがあることを踏まえ、道路周辺映像サービス事業者に対し、撮影前や公開前にサービスに関して地域住民や地方自治体等の関係者に必要に応じて情報提供するよう助言すべきである。つぎに、サービス公開後の段階において、個人情報保護法における消去の対象となる保有個人データには該当しないような画像であっても、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、本人から申出があった場合に画像を速やかに削除することに努めるよう助言すべきである。また、サービス全般に関する周知が不徹底である現状を踏まえ、事業者がサービスの内容、削除依頼の連絡先、プライバシー等への配慮措置の内容、削除要請への対応実績等サービスに関連する情報を積極的に周知するよう促すよう助言すべきである。」</p> <p style="text-align: right;">(千葉県消費者センター)</p>	
	44	<p>被差別地域や在日部落等の所在を文字情報として書き込み、再発信されるという悪質な人権侵害事象も現実的に生起している。問題のある画像については利用者から申し出があれば削除に応じているが、その間に保存されたり、他へ流出した場合、防止に歯止めはかからない。防止策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(部落解放同盟香川県連合会)</p>	<p>道路周辺映像サービスにおいて提供される情報を利用した人権侵害は許容されるべきではないと考えます。そのため、提言(案)に、そうした問題に対する配慮の必要性及び対応の在り方につき追記することとします。</p> <p>なお、二次利用による権利侵害については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、その旨も併せて提言(案)に追記することとします。</p>
	45	<p>特定個人に対する問題は、課題はあるものの名誉毀損、信用毀損、侮辱、プライバシー、肖像権等々で</p>	<p>転用・転載等の二次利用による権利侵害に</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>定の法的措置はありますが、不特定多数に対する問題については、改正均等法以外での差別を禁止する法のような個別の人権課題に関するものは存在していません。</p> <p>4つの地方議会からも意見書が出てきている課題でもあるため、第2次提言（案）が第1次のようにできるまでに、その観点での議論をしていただき、サービスそのものについて閉鎖するとまではいかなくとも、無断転用・転載の禁止等を項目づける提案はぜひともお願いしたいと思います。</p> <p>19Pに記載されている「サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い」とは、このような問題あることを前提に、国や地方議会にすら声をあげられない差別に苦しむ人々の存在を認識された上での見解ではないことを望むとともに、このサービスを通じて生じている問題のすべてをまずは認識された上でご検討いただきたいと強く願います。</p> <p style="text-align: right;">（財団法人 反差別・人権研究所みえ）</p>	<p>については、プライバシー等の侵害事案と同様、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインに基づく削除や発信者情報開示など既存の違法情報対策の活用により対応することが考えられますので、提言（案）にその旨追記することとします。</p>
	46	<p>ストリートビューに関して、グーグル社は撮影車を技術的に閲覧できないようになっています。撮影箇所によっては、カーブミラーやガラス面に撮影車がうつっているものもありますが、撮影車そのものが技術的処理によって消していることから、地図情報上を提供する上において、人物をネット上で公開する必要はないと考えます。そのことで不快に感じる市民がいることを当研究会構成員の方々もご認識されていることから、地図情報として提供する上で不必要であるものとならないものを明確に区別する必要があると思います。</p> <p style="text-align: right;">（財団法人 反差別・人権研究所みえ）</p>	<p>現在の技術で対応できることには一定の限界があると考えられますが、人物の姿などプライバシーや肖像権との関係で問題を生じやすい情報については、将来、技術的に可能となった場合に、より一層の配慮をすることは期待されます。</p>
	47	<p>ア 第三者機関の必要性</p> <p>提言案22ページには、海外で設置されているプライバシー問題を専門に取り扱う機関を設けることは困難であるとされている。</p> <p>しかしながら、プライバシー保護と他の対立利益を考量する利益衡量の必要性自体は、何人といえども否定できないところであろう。現状においては、高度の技術革新の結果、従来では想像もできなかったほど大規模な個人情報の収集、保存、利用（インターネットを通じた公表を含む）が可能となっている。</p> <p>たとえばおびただしい数の人の肖像や、おびただしい数の家屋の情報を収集するような行為は、現在においては極めて容易である。しかしながら、これらの行為が、真に収集対象となっているもののプライバシー権を上回る必要性があるかどうかについての検討がなされているとは限らない。そのような利益衡量の欠如が、本件の問題の核心と思料されるのである。</p> <p>利益衡量をも含めた個人情報保護法に違反する疑いのある行為を調査し、監督、是正命令などを出すこと</p>	<p>提言（案）23頁は、プライバシー等の問題につき事前に指導・助言をする機能を持つ専門の機関の必要性について述べたものであり、ご意見の趣旨に沿うものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の箇所は、そうした機関を設けるにあたっては解決すべき課題があることを指摘しているものであり、これをもってそうした機関を設けることが不相当であると述べたものではありません。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>のできる第三者機関が必要であることは、日本弁護士連合会が再三にわたって指摘した問題点である。</p> <p>アメリカと日本以外のほとんどの先進国（EU加盟国、カナダ、オーストラリア、スイスなど）において設置されている、個人情報保護に関する第三者機関（データコミッショナー、データ保護監察官など）による、個人情報保護の違法・不当な利用に対する実効的監督が欠けている点は、個人情報保護法、個人情報保護条例の改正により解決されるべきである。</p> <p>また、本件のように、地図検索システムと連動することを前提とし、公道などの公共の場所において大量の人の肖像や家屋情報を収集する場合においては、制約されるプライバシー権を上回る収集の公的必要性が存在するかどうか、事前に検討されるべきである。</p> <p>従って、個人情報保護法、個人情報保護条例に、地図検索システムと連動することを前提とし、公道などの公共の場所において一定数以上の多数の人物の肖像や家屋を撮影する場合には、事前に第三者機関の承認を求めることとし、このような申請を受けた第三者機関は、プライバシー影響評価手続きを実施し、制約されるプライバシー権の大きさよりも、撮影行為の公益性の方が大きいことを事前に調査すべきである。</p> <p>プライバシーに対する影響が大きい行為について、事前に導入の是非を調査する手続きは、EUでは第三者機関が事実上運用において確保している。</p> <p>また、プライバシー影響評価という独立した手続きを定めている国として、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、香港が存在し、わが国同様第三者機関の存在しないアメリカにおいても、電子政府法でPIA (Privacy Impact Assessment＝プライバシー影響評価) が採用されている。</p> <p>第三者機関の設置・運用が必要であることは言うまでもないが、少なくともこのような利益衡量のための審査手続きが確保されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志)</p>	
	48	<p>イ 総務省が判断すべき問題ではないこと</p> <p>なお、提言案22ページには、「プライバシー等について効果的な助言・勧告をする機能を持つことも考え方としてあり得る。」との記載があるが、対応する主語が存在しない。</p> <p>かりに、この提言案をまとめる総務省自身が、プライバシー等の助言勧告をする意欲を示しているというのであれば、失当である。</p> <p>アメリカと日本以外において、なぜプライバシー保護機関が行政から中立なのかという点についての検討が適切に行われるべきである。</p>	<p>提言（案）23頁にあるとおり、プライバシー等の問題を扱う専門の機関を設けるにあたっては、その位置づけや権限等について、海外の事例を踏まえ慎重に検討する必要があると考えます。提言（案）は、総務省がそうした機能を持つべきと述べているものではありません。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>それは、行政の都合によって、プライバシー侵害の認定が恣意的に流される危険性があるからこそ、独立性、中立性が必要なのである。</p> <p>わが国においては、国の優先課題としての産業育成、産業界との癒着、行政効率その他の政策目的のために、多くの人々の生命・健康・人生が奪われてきた。これに対する国の責任が裁判所によって断罪された事例は数え切れないくらい存在する（水俣病、スモン、HIV、薬害肝炎、予防接種禍、B型肝炎など）。</p> <p>当該事務を取り扱う主務官庁が、人権侵害の有無を判定しても、人権は救済され得ない。むしろ、人権と対立する国の政策を優先させ、行政機関が人権を自ら侵害してきたというのが正しい歴史である。</p> <p>本件は、未曾有のプライバシー侵害事件であるが、インターネット上の情報通信技術という、産業育成のためにこれから開かれる技術を取り扱うため、行政官庁においては、当該産業育成に重点を置きすぎる危険があり、本提言案は、まさにそれが現実化しているものといえる。今後の当該産業界との癒着も懸念される。</p> <p>司法のような公正中立な機関に判断をゆだねることが望ましいが、機動性に欠けるため、準司法的機関として、第三者機関を設置することが必要不可欠である。</p> <p>EU等の諸外国においても、第三者機関の長には、プライバシー、個人情報保護に関する専門家としての研究者や裁判官等が就任しており、その判断は社会で高く評価されている。</p> <p>行政機関が、自ら司法判断者のように振る舞うことは極めて危険である。</p> <p>そもそも、このWGの構成を考えると、行政機関の判断としても、その前提としての適正手続きや公正中立性の観念が欠如している。</p> <p style="text-align: right;">（日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員有志）</p>	
	49	<p>2 グーグル社について電気通信事業者としてのガイドライン等の遵守を総務省が助言指導していく立場から、以下の点について提言で明らかにすること。</p> <p>(1) ストリートビューの撮影（再撮影）や公開前にグーグル社が地方自治体への事前通知、事前協議を行うよう指導するとともに、情報提供を受けた地方自治体の相談に応じて総務省が必要な助言を行うことを明確に示すこと。</p> <p>(理由)</p> <p>提言でも明らかにされているように、平成21年6月22日現在で、ストリートビュー事業について40の自治体から国に対し意見書が出されている。意見書の内容は、実態調査、利用者への広報、グーグル社への指導等、多岐にわたっており、国民の間に広く不安が広がっていることが伺える。こうした事</p>	<p>(1) 提言（案）21頁記述のとおり、サービス提供者が自治体への情報提供を行うことは、個人情報保護ガイドラインにおいて直接規定されている事項ではないものの、望ましい取組であると考えます。</p> <p>(2) 公道からの撮影の徹底、人の顔のぼかしの徹底、表札のぼかし等の措置は個人情報保護ガイドラインにおいて直接規定されている事項ではないものの、プライバシー・肖</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>態を受けて、グーグル社は東京都審議会において必要に応じて地方自治体へ事前通知、事前協議を行うことを表明した。しかし、今後の展開についてグーグル社から情報提供を受けた地方自治体において個別にグーグル社と対応することが容易でない場合も考えられる。電気通信事業者に対する指導助言を行うという総務省の立場から、地方自治体への事前通知、事前協議を指導するとともに、地方自治体から助言等を求められた場合には、これに対応することが非常に重要である。</p> <p>(2) グーグル社が自ら行うことを表明した公道からの撮影の徹底、人の顔のぼかしの徹底、表札のぼかしの徹底について、ガイドラインに基づき電気通信事業者を指導すべき総務省が助言指導することを明確に示すこと。</p> <p>(理由)</p> <p>提言では、冒頭で道路周辺映像サービスとして、3社のサービスを紹介し、「その一つであるグーグル社のストリートビューに対して各方面から様々な問題が提起されている（提言8P）。」と指摘しているが、グーグル社について様々な問題が提起されたのは、その規模の大きさだけでなく、他の2社が目視と手作業によりぼかし処理等を厳密に実施しているのに対し、グーグル社が機械的なぼかし処理に頼り、人の顔や表札のぼかし漏れが多く発生したこと、私道からの撮影についても確認作業のないまま、インターネットに公開したことによるものである。提言でも、ぼかし処理のされない人の顔や表札は、個人情報に該当するとしているのであるから、このような混乱を再発させないためには、新たに撮影された（再撮影された）映像の公開にあたっては、上記の徹底を図るように総務省が指導助言を行うことが重要である。</p> <p>(東京都生活文化スポーツ局広報広聴部情報公開課)</p>	<p>像権等保護の見地から適切に行われるべきものと考えます。</p> <p>なお、サービス提供者が個人情報保護ガイドラインおける「電気通信事業者」に該当する場合に、総務省において、同ガイドラインの遵守を求めることは当然であり、提言（案）にその旨追記することとします。</p>
6. 終わりに			

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
Ⅱ 違法音楽配信対策について			
○ 総論	1	・違法であることを知らずにダウンロードした場合に対する保護を行うこと (個人6)	今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。 なお、著作権法第30条は、違法に配信された音楽ファイル等を、そのことを知りながらダウンロードすることを侵害行為とするものです。
	2	・違法なダウンロードをしたことがない人、違法であることを知らずにダウンロードした人を和解金目的で訴えることが予想されるため、十分な保護を行うこと。 (個人6)	
	3	・違法なダウンロードをしたことの証明義務を訴える方に課すこと (個人6)	
	4	CDを買い、音楽を取り出して、自分の携帯電話に送り込むのは私的複製なので、違法コンテンツ対策の副作用で制限を受けないようにしてほしいです。 (個人7)	
3. 権利者と携帯電話事業者との協力	5	(1) 第29～30ページ「Ⅱ 3. (1) フィルタリングの普及」について ここで、青少年ネット規制法やフィルタリングについて触れられているが、そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。なお、付言すれば、出会い系サイト規制法の改正も、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、今回の出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。 フィルタリングについても、その過去の政策決定の迷走により、総務省は携帯電話サイト事業者に無意味かつ多大なダメージを与えた。この問題については、フィルタリングの存在を知り、かつ、フィルタリングの導入が必要だと思っていて、なお未成年にフィルタリングをかけられないとする親に対して、その理由を聞くか、あるいはフィルタリングをかけている親に対して、そのフィルタリングの問題を聞くかして、きち	今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>んと本当の問題点を示してから検討してもらいたい。また、フィルタリングで無意味に利権を作ろうとしている総務省と携帯電話事業者他の今の検討については、完全に白紙に戻されるべきである。携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式ならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行うべきなので、不当なブラックリスト指定については、携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせて無料で解除する簡便な手続きを備えていればそれで良く、健全サイト認定第三者機関など必要ないはずである。ブラックリスト指定を不当に乱発し、認定機関で不当に審査料をせしめ取り、さらにこの不当にせしめた審査料と、正当な理由もなく流し込まれる税金で天下り役人を飼うのだとしたら、これは官民談合による大不正行為以外の何物でもない。このようなブラックリスト商法の正当化は許されない。</p> <p>(個人4)</p>	
	6	<p>「Ⅱ 3. (4) DRM、ダウンロード容量の制限」について</p> <p>ここで、「一部の携帯電話事業者では、公式サイト以外のサイトからダウンロードできるファイルの容量制限等も行っており」、「公式サイトとそれ以外のサイトに対して、提供する回線の水準を携帯電話事業者側で区別することは、公平性の観点からも議論を喚起する可能性がある」としているが、このような容量制限は、議論の可能性の問題では無く、公平性の観点からも、独禁法からも明らかに問題があるものである。このような容量制限は、公平性の観点からも、独禁法からも明確に問題があると、ここに明記すべきである。</p> <p>(個人4)</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p>
4. 新たな技術的対策	7	<p>携帯電話機から照合サーバーに送られてくるハッシュデータ (CI, SI) を照合サーバー上で記録蓄積すると、このデータを元に、当該コンテンツ (合法、違法を含む) の流通状況を追跡できてしまうこととなります。または、このデータを分析すれば、例えばユーザー間の交友関係を類推できる可能性があります。これは、プライバシーの侵害になるおそれが強く懸念されます。</p> <p>上記の懸念が例え現実のものでなくとも、例えば情報漏洩事故により漏洩したデータが売買され、より悪質なプライバシー侵害に使われるリスクが残ることになります。また、情報漏洩が起きなかったとしても、制度が存在すること自体により、利用者が「漏洩が起きるのではないか」「利用者は知らされていないだけで、事業者はデータを横流ししているのではないか」といった疑念を抱くようになり、合法的な音楽配信市場までもが停滞してしまう可能性があると思われま。</p> <p>以上により、違法音楽配信対策自体の必要性は肯定するにしても、提案されている技術的対策には無理があるものと考えます。</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、本対策は、違法音楽配信の防止という目的のために適正に行われることを前提として検討が要請されているものと考えます。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		(個人1)	
	8	<p>「Ⅱ 4. (1) 新たな技術的対策について」について</p> <p>この項目において、コンテンツの種類を、①正規コンテンツ、②個人コンテンツ、③違法コンテンツの3つに分類し、それぞれ、レコード会社と契約をした正規のコンテンツ配信業者から配信されたコンテンツ、一般個人が作曲、演奏した楽曲であり、著作権・著作隣接権を一般の作詞家、作曲家、演奏家が個人で保有するもの、権利者に無許諾で配信されたコンテンツと定義しているが、このような分類は適切でない。</p> <p>携帯で視聴されるコンテンツには、正規に購入した音楽CDからユーザーが私的に複製したコンテンツも含まれるのであり、配信のみを正規のコンテンツのソースとみなすような不適切な分類・定義を使用すべきでは無い。もし分類の定義を維持するのであれば、「①正規コンテンツ」の名称を「①正規配信コンテンツ」と変え、正規に購入したレコード会社の音楽CD等から私的に複製したコンテンツと定義される、「④正規の私的複製コンテンツ」という分類を追加するべきである。</p> <p>また、この項目において、音源識別やサービス識別によって正規コンテンツと違法コンテンツが識別できると書かれているが、正規の私的複製コンテンツと違法コンテンツは識別不可能であり、これらの識別技術によって正規コンテンツと違法コンテンツを一律に識別することはできないとの記載に改めるべきである。</p> <p>正規コンテンツとしてDRMのかかっていない音楽CDが存在している限り、このような対策が取られるべきではないことは自明のことである。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>今般の提言(案)の技術的対策は、携帯電話インターネットを通じて違法に配信される音楽ファイルを対象としており、その趣旨を明確化するために必要な修正を行います。</p>
	9	<p>「Ⅱ 4. (2) 新たな技術的対策の課題」について</p> <p>この項目において、「携帯電話事業者のゲートウェイサーバにおいて直接ファイルの内容を監視するという方法でなければ、通信の秘密を直ちに侵害していることにはならないと考えられる」としているが、通信の秘密という基本的な権利の適用は監視の位置がサーバであるか端末であるかによらないものであり、このような通信法を所管する官庁として余りにも浅基な見解は削除するべきである。</p> <p>特に、機械的な処理であっても通信の秘密を侵害したことに変わりはないとされ、通信の秘密を侵害する行為には、当事者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること(窃用すること)も含むとされているのであり、このようなことも含めて考えると、日本レコード協会が提案している対策は、通信の秘密を侵害するものと考え方が妥当であり、ここには、そうはっきり書いてもらいたい。</p> <p>この項目において、プライバシーの保護についても触れられているが、同意の取得や情報漏洩以前の問題</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、新たな技術的対策の実現に向けては、利用者への情報提供や同意取得の在り方等、様々な検討が必要と考えます。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>として、本来最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行うことは、それ自体プライバシー権を侵害するものであり、プライバシーの観点からも、このような措置は導入されるべきでないとはっきり書いてもらいたい。</p> <p>最も基本的なプライバシーに属する個人端末中の情報について、内容を自動検知し、アクセス制限・再生禁止等を行う日本レコード協会が提案している違法音楽配信対策は、技術による著作権検閲に他ならず、憲法に規定されている表現の自由（情報アクセス権を含む）や検閲の禁止に明らかに反するものである。ここで、表現の自由や検閲の禁止という観点からも、このような対策は決して導入されてはならないものであると明記してもらいたい。</p> <p>付言すれば、日本レコード協会の携帯端末における違法音楽配信対策は、建前は違えど、中国でPCに対する導入が検討され、大騒ぎになった末、今現在導入が無期延期されているところの検閲ソフト「グリーン・ダム」と全く同じ動作をするものであるということを政府にははっきりと認識してもらいたい。このような検閲ソフトの導入については、日本も政府として懸念を表明しているはずであり（日経のネット記事 http://www.nikkei.co.jp/news/main/20090628AT3S2700A27062009.html 参照）、自由で民主的な社会において、このような技術的検閲が導入されることなど、絶対許されないことである。</p> <p>また、正規の私的複製コンテンツは決して排除されるべきものではなく、正規の私的複製コンテンツを全携帯端末において一律再生不能とすることは、独禁法上の問題が生じうるということについても、ここに明記されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（個人4）</p>	
	10	<p>より効果的な技術的対策の実施に向けた検討を推進すべきという趣旨に賛同いたします。なお、検討に当たっては、利用者の利便性にも十分配慮した上でコンテンツ配信ビジネスの一層の発展に資するよう、一律の仕組みの導入によって事業者の自由な創意工夫による取り組みを妨げるものでないこと、またコスト効率性やコストの負担方法等についても十分考慮を行うことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（NTTコミュニケーションズ株式会社）</p>	<p>基本的に今般の提言（案）に賛同するご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘頂いた柔軟性の確保やコストの効率性については、今後の参考意見として承ります。</p>
（2）（ア）コスト等の課題について	11	<p>端末実装については、すでに流通しているすべての端末での実装については実効上困難と思われ、今後開発される端末への実装だけでは、対策としての実効性には疑問があると考えます。また、第一次提言（案）記載のとおり、関係事業者間でのコスト負担の整理および開発期間の長期化の課題もあると考えます。仮に開発に伴うコストが端末価格へ反映される場合には、結果的に利用者負担となり、購買意欲などの利用者意</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>識への影響についても配慮が必要と考えます。</p> <p>さらに端末への実装が一律に課され日本独自の端末仕様となり海外メーカーが参入しにくい状況となる場合、端末供給の多様な選択を阻害する懸念も生じるのではないかと考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社)</p>	
5. 今後の方向性	12	<p>この項目で、日本レコード協会の提案を検討の叩き台とするとしているが、上記の通り、この提案は、通信の秘密や検閲の禁止、表現の自由、プライバシーといった個人の基本的な権利をないがしろにするものであり、叩き台にすらなり得ない。日本レコード協会が提案している、検閲に該当するこのような対策は絶対に導入されるべきでなく、また技術支援・実証実験等として税金のムダな投入がなされるべきではないと、ここに明記するべきである。</p> <p>そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html の意見募集の結果参照）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。このような百害あって一利ない最低の法改正に基づいて対策がなされるべきでないのは無論のこと、文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、ダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を次回の法改正では削除すべきと総務省から文化庁に強く働きかけてもらいたい。</p> <p>この提言案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張、児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを是非検討してもらいたい。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを是非検討してもらいたい。</p> <p>この項目において、本年度中を別途として合意を得ることが望ましいと、平成22年度中に実施できるよ</p>	<p>今般の提言（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、この問題は、知的財産権や青少年保護の観点から喫緊の課題であり、可能な限り早期に方向性が見いだされるべきものと考えます。</p> <p>また、著作権法や児童ポルノ法については、今般の提言（案）の対象外です。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>う検討するという記載があるが、このような個人の基本的な権利に絡む大問題については極めて慎重な検討が必要であり、拙速な検討が行われるべきではなく、期限に関する記載は削除するべきである。</p> <p>(個人4)</p>	
	13	<p>また、上の(2)でも書いたが、公式サイトとそれ以外のサイトに対して提供する回線の水準を携帯電話事業者側で区別することは、公平性の観点からも、独禁法からも明らかに問題があり、このような容量制限を明確に問題と認識し、これを排除する検討を進めることを、この「5. 今後の方向性について」の項目に明記してもらいたい。</p> <p>違法音楽配信対策として、今後出てくるかも知れない対策まで完全に否定するつもりは無いが、国民の基本的な権利の侵害とならない範囲で対策が進められなくてはならないのは当然のことである。今後は、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなる危険な技術による著作権検閲の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、公開情報の検索を行うクローリングと現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策や、この「5. 今後の方向性について」の(2)で示されているような、青少年側に立った施策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力する検討が進むことを期待する。</p> <p>(個人4)</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p>
	14	<p>提言の中でなされている新たな技術的対策については、携帯端末機に対して新たな機能を追加することであり、開発及び製造コストを増大させる一方、何ら違法なことをしていないユーザーに対しても、処理速度の低下など、ユーザビリティを低下させるものである。</p> <p>また、かかる技術的対策は日本独自の仕様となることから、世界標準という視点からも問題がある。</p> <p>(社団法人 電子情報技術産業協会)</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p>
	15	<p>また、新たな技術的対策は、以下の各点において公平の観点及び実効性に問題があると考えます。</p> <p>(1) かかる新たな技術的対策を実効あらしめるためには、全携帯電話端末機に本機能を搭載することを意味する。しかしながら、現在、携帯電話事業者の提供サービスに必ずしも対応していない携帯電話端末機も存在しており、携帯電話端末機の機能を如何に構成するかについては機器メーカーの自由度が増しているのが現実であり、全携帯電話端末機に本機能を搭載することが現実問題として著しく困難であると思われる。</p> <p>従って、実効性の観点のみならず、全携帯電話事業者及び全携帯電話端末機メーカーの公平な競争という観点からも問題がある。</p>	<p>今般の提言(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、今後、携帯電話事業者、端末メーカーやその関連団体等の幅広い参加を得て、コストの公平性や利便性の確保の観点も踏まえ、実効性のある対策の検討が進められるべきものと考えます。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>(2) コンテンツの種類として、p.32 ①～③のみならず、個人が自己所有のCDからリッピングした楽曲(④)が存在し、当該楽曲をSDカード等を介して携帯電話端末で聴くという合法的な利用形態が広く行われていることに留意が必要である。また、①～③には、携帯電話ネットワーク経由ではなく、個人がPC等を使ってインターネットからダウンロードした楽曲も存在し、それらをSDカード等を介して携帯電話端末で聴く場合も含めて検討する必要がある。新たな技術的対策を実効あらしめるためには、(携帯電話ネットワーク経由・インターネット経由を問わず)①、②のみならず、④も含めて再生制限を行わない一方で、③についてのみ制限する方法とする必要があるが、そのような識別が可能であるのか疑問である。</p> <p>また、WiFiにしか接続機能を持たない携帯電話端末機や通信機能を持たない音楽再生機器も現に存在し、これらの機器も含め、新たな技術的対策を実効あらしめることは不可能であるとともに、公平の観点からも問題がある。</p> <p>3. かかる新たな技術的対策の導入・運用の実施には、当該提言案、II 4. (2)「(ア)コスト等の課題について」に記載されているように、携帯電話事業者及び携帯電話端末機メーカーに相当のコストを発生させることが予想されるところ、そのコストの担い手については何らの記載なく、携帯電話事業者及び携帯電話端末機メーカーがコストを担うことが前提とされているかの如くである。仮にそうであるとすれば、携帯電話事業者及び携帯電話端末機メーカー(ひいてはエンドユーザー)は、この新たな技術的対策により何ら利益を受けるものではなく、受益者負担の原則に反している。</p> <p>4. 法的な視点より考えた場合、ユーザーが保有する音楽ファイルの再生をしないということが、仮にそれを手当てする条項を約款に規定するとしても、個人の財産権を不当に侵害するものではないか、よく検討する必要がある。誤判定の可能性は常に否定できないこと、ユーザーはダウンロードに通信料を支払っていることを併せ考えれば、なおさらである。</p> <p>5. 以上の点より、かかる仕組みの導入には反対である。</p> <p>なお、提言案においては、今後新たな場を設けて検討を行う旨が記載されているが、かかる場では、新たな技術的対策の是非から慎重に検討すべきであり、検討の場には、携帯電話端末機メーカーの代表として当協会の代表を参加させるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人 電子情報技術産業協会)</p>	

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
(1) 抜本的な技術的対策を目指して	16	<p>上述に加え、現状で携帯電話サービスを提供する既存事業者、新規参入事業者およびMVNO事業者の間では、設備やネットワーク構成、事業規模および顧客基盤による差があり、それぞれに応じた多様な対策方法も想定されることから、新たな技術的対策を一様に課することについては慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社)</p>	<p>今後、様々な事業環境を有する携帯電話事業者等の幅広い参加を得て、実効性のある対策の検討を進めるべきと考えます。</p>
(2) 青少年側に立った施策の必要性	17	<p>現在の社会情勢からも、フィルタリングサービスの一層の普及、保護者への意識啓発を進めることは、青少年保護の対策として効果的と考えます。特に小・中学生の場合には、家庭内で携帯電話利用についてのルールづくりやコミュニケーション向上、地域活動など身近な取り組みにより実効性が高まるものと思われ、これらの継続的な取り組みが極めて重要ではないかと考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社) (同旨個人10)</p>	<p>今般の提言(案)には、教育的な取組を強化することの重要性が盛り込まれており、ご指摘の点は概ね包含されているものと考えますが、検討に対する基本的な考え方を明確化するために必要な修正を行います。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
Ⅲ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正について			
○ 総論	1	<p>・いわゆる過剰反応によって社会の利益を著しく損なう場合は、プライバシーに十分な配慮した改善命令や開示命令を出せるようにすること</p> <p style="text-align: right;">(個人6)</p>	<p>過剰反応の取組に関しては、平成20年4月に「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)の一部改正が行われ、当該基本方針において、国は事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、地方自治体においても、住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むことが求められています。</p> <p>また、「過剰反応」が生じる背景には、個人情報によって識別される特定の個人が自らの個人情報の取扱いに不安を感じていることも一因としてあると考えられることから、法の適切な運用等により、個人情報の適切な取扱いを図っていく必要があるとされています。</p>
4. 3年後の見直しに対応した現行ガイドライン等の改正の方向性について	2	<p>(4)の⑤「・・・既に広く電気通信事業者に浸透しているという事情もあることに留意しつつ、構成について整理することが必要である。」</p> <p>【意見】</p> <p>平成10年にガイドラインが制定されから今日まで、現行ガイドラインに基づいて運用を行っており、規定等にもガイドラインの条文を引用する部分も数多くあり、第一次提言(案)に記載のとおり日常業務の中で完全に浸透しています。したがって、構成等を整理するにおいては、変更が必要不可欠な部分は別にしても現行ガイドラインの構成等を活かしたものとしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ウィルコム)</p>	<p>現行ガイドラインの構成を維持することを求める意見として承ります。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>『現行ガイドライン等は、「通信の秘密」の保護と「個人情報」の保護の両面から規定された複雑なものとなっており、個人情報保護法よりも一段と高い規律を課した上、既に広く電気通信事業者に浸透しているという事情もある』ため、構成の大幅な変更については慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>電気通信事業者は「通信の秘密」と「個人情報保護」の両方について高い水準の保護を行う必要があることから、内閣府の「標準的なガイドライン」に含まれていない、電気通信事業独自の事項の規定がなされた現行ガイドライン等が維持されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">(UQコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」には、内閣府の「標準的なガイドライン」には含まれない、通信の秘密等、電気通信事業独自の規定も多くあることから、今回の改正に当たってもこれらを維持することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI株式会社)</p> <p>電気通信分野の特色を踏まえて、ガイドライン等の枠組みについては、「ガイドライン（告示）と逐条解説」の2つからなる構成を今後も維持することが適当であると考えます。</p> <p>また、電気通信事業は諸環境の変化が激しい分野であることから、適宜ガイドラインの見直しを行うことが適当であると考えます</p> <p style="text-align: right;">(株式会社NTTドコモ)</p> <p>電気通信事業には、「個人情報」保護に加え、「通信の秘密」をも対象とした個人情報保護ガイドラインのもと一段高い水準の保護が求められるとされていることは、検討を行う上で適切な認識であると考えます。</p> <p>現行ガイドラインへの対応については、総務省殿において今後適切に行われるものと理解していますが、通信事業者にとって、現行ガイドラインを遵守するにあたっては、より理解しやすい内容及び構成であることが必要であると考えますし、規律の継続性についても十分にご配慮いただけるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(イー・モバイル株式会社)</p>	

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	3	<p>【要旨】</p> <p>現行ガイドラインにおける通信データに関する規定については、電気通信事業者に対する規範としての曖昧性およびネットワークをめぐる安全性に対する状況の変化に対応できないという問題がある。そこで、その保護を、抜本的に見直し「保護の水準を維持することを基本としつつも、現代の状況に適切に対応するように根本的な検討に着手する」というのが、妥当である。</p> <p>そして、かかる根本的な再検討の結果を踏まえて、通信データに関する規定は、個人情報保護ガイドラインから峻別し、電気通信に関する「秘密の保護」（電気通信事業法4条の用語）に関する告示として整理すべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「現行ガイドライン等で規律の上乗せをしている独自規定（保護対象、対象事業者の範囲、取得の制限、保存期間、個人情報保護管理者の設置、プライバシーポリシーの公表等の基本的事項の中での独自規定や、通話履歴、発信者情報、位置情報等電気通信事業者特有の各種情報の取扱い等の独自規定）については、標準的なガイドラインには規定がないが、現行ガイドライン等の改正（削除）はせず、保護の水準を維持することが適当である。」（45ページ）</p> </div> <p>（コメント）</p> <p>現行ガイドラインにおける通信データ（通話履歴、発信者情報、位置情報等電気通信事業者特有の各種情報）についての独自規定については、電気通信事業者における具体的な行為規範としては、きわめて曖昧である。また、そのガイドラインの保護の水準も、世界的にみて高すぎ他の社会的利益との衝突の可能性を有している²¹ものといわなければならない。とりわけ、行為規範としての曖昧性は、電気通信事業者の正当な業務行為の遂行という観点からも、萎縮的效果を有しており、現代のネットワーク通信のあり方にゆがみ（情報セキュリティの低下、不正行為に対する抑止力の低下等）をもたらしていると認識すべきである。むしろ、通信内容に対する保護と通信データに対する保護については、基本原理</p>	<p>電気通信事業者の扱う情報は、「通信の秘密」の保護と「個人情報」の保護の両方に関係することから、一体的に規定することが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業者が業務上必要な範囲で通話履歴、発信者情報、位置情報等を用いることは当然認められているものです。</p>

¹高橋郁夫「『通信の秘密』の比較法的研究・序説」（総務省「次世代の情報セキュリティ政策に関する委員会」の第8回配布資料（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/next_generation/080523_2.html））で論じている。

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>が異なる（前者は、通信に関する表現の自由、後者は、通信に関するプライバシーの合理的な期待の保護）ことを認識²し、あらためてその問題点を整理すべきである。また、比較法的にも、刑事的規定（令状の必要性）、民事的規定（発信者情報開示制度の非効率性）、社会的規範（BBSにおいて認証制度等普及のモチベーションがない）の各観点からの政策が合成された（このベースに「通信の秘密」の肥大化がある）ことによって、世界でも例がない程度にわが国においてはネットワーク通信に対する追跡可能性が低下していることを認識すべきである。</p> <p>その意味で、保護の水準について精査することが必要である。かかる精査のもと、通信データについては、電気通信事業者が、「公共利用目的」のために利用しうることを認めるべきであり（「窃用」が、「自己または他人のための利用」とされていたことを再度確認すべきである）、利用の行為基準をはじめとして電気通信事業者の具体的な行為基準が明かされるべきである³。</p> <p>従って、「保護の水準を維持することが適当である。」という表現については、「保護の水準を維持することを基本としつつも、現代の状況に適切に対応するように根本的な検討に着手する」というのが、妥当である。</p> <p>そして、上述の観点からいって、通信データに関する規定は、個人情報保護ガイドラインから峻別し、電気通信に関する「秘密の保護」（電気通信事業法4条の用語）に関する告示として整理すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（株式会社 I T リサーチ・アート）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>現行ガイドライン等は「通信の秘密」の保護と「個人情報」の保護の両面から規定された複雑なものとなっており、個人情報保護法よりも一段と高い規律を課した上で、既に広く電気通信事業者に浸透しているという事情もあることに留意しつつ、構成について整理することが必要である。（46ページ）</p> </div>	

² 高橋郁夫・吉田一雄「通信の秘密の数奇な運命(憲法)」情報ネットワークロー・レビュー第5巻(平成18年)44頁

³総務省「次世代の情報セキュリティ政策に関する委員会」の最終報告書(69ページ)において「特に電気通信事業者が新しい情報セキュリティ対策等を実施するに当たっては、電気通信事業者が取り得る正当業務行為等の範囲等について、電気通信事業法第4条にある「通信の秘密」等の我が国の法制度との関係を整理しながら、具体化を図っていく必要がある。」とされている。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080703_5_bt1.pdf
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080703_5_bt1.pdf

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>(コメント)</p> <p>このような考え方については、賛成である。上述のように従来「通信の秘密」として整理されていた部分については、電気通信に関する「秘密の保護」（電気通信事業法4条の用語）に関する告示として整理すべきである。</p> <p>電気通信事業法4条「秘密の保護」の解釈については、すべてが「通信の秘密」の保護に関する規定として、「他人の秘密」との違いなどに考慮せずに、保護範囲が拡張されてきたという歴史的経緯⁴が存在する。また、電気通信ネットワークをめぐる状況については、特にボットの攻撃的利用（組織犯罪および政治的信条にもとづくテロリズム）および「永遠のビギナー」（Innocent Users）の保護要請という観点から、ネットワークの安全の維持のための早期警戒体制および情報共有が重要であると認識するのが世界的な認識である。このような状況においては、電気通信に関するプライバシーと通信の安全との最適なバランスという考慮が必要になっており、従来の電信・電話業務における最適性を考慮した解釈論とは、まったく別個の社会的要請が強いものと認識すべきである。特にわが国においては、TCP/IP プロトコルを利用したネットワーク通信に対して「秘密の保護」（電気通信事業法4条）は、どのようにあるべきかという逐条の解釈論が展開されていない。このような観点からして、電気通信に関する「秘密の保護」（電気通信事業法4条の用語）に関する告示として整理すべきである。</p> <p>その際に考慮されるべき論点としては、(1)「秘密の保護」に対する基本的な認識(背景認識、内容とデータに対する保護の原理の相違)(2)取得、開示、窃用の定義(3)規範の適用範囲(通信事業者のみではなく、大学その他の通信関与者にたいする規範の意味も大きい)(4)取得の個別解釈(ハニーポットの許容性、トレースバックの許容性、当事者の同意の意義など)(5)開示の個別解釈(脅威分析および結果の伝達をどう考えるか)(6)窃用の個別解釈(防衛行為の相当性、法執行機関への連絡の位置づけおよび可否、など)がある。これらについて、総合的な研究がなされ、責任ある個人が、安心して利用できるネットワーク利用環境の整備に向けて、積極的な一歩が進められるべきである。それが、本来、ネットワークに期待された自己実現と自</p>	

⁴ 高橋郁夫ほか「通信の秘密の数奇な運命(制定法)」情報ネットワークロー・レビュー第8巻(平成21年)1頁

⁵ 前注3における最終報告書71ページ以下。

また、「Cyberspace Policy Review Assuring a Trusted and Resilient Information and Communications Infrastructure The White House May 2009」(http://www.whitehouse.gov/assets/documents/Cyberspace_Policy_Review_final.pdf)などは、社会安全を一義としつつ、いかにプライバシーを保証するのかというアプローチをとっているというように思える。当コメントも同様の視点にたつものであるが、かかる観点からすれば、「The status quo is no longer acceptable」なのである(同要旨3ページ)。

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>己統治の価値を最大限に発揮すべき役割のための環境整備となるであろう。</p> <p>(株式会社 I T リサーチ・アート)</p>	
	4	<p>個人情報等の漏えいに関するリスクが広く認識された結果、個人情報等の含まれる情報端末の持ち出しに消極的な動きが見られますが、これに対し当社で提供しているPCリモートデータ削除サービスのように、情報端末の紛失等に際して、セキュリティを強化する対策もなされています。</p> <p>例えば、可搬型情報端末の持ち出しにかかる望ましいセキュリティ対策を実施している場合には、端末を紛失した際の義務を緩和する等、モバイルインターネット環境の利活用・需要喚起をはかることも、今後の情報化社会の進展にとって必要かつ有益であると考えます。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p> <p>改正の方向性について基本的に賛成しますが、一方で情報のセキュリティ技術も進歩していることから、行き過ぎた管理とならないよう配慮することが必要と考えます。</p> <p>特に個人情報保護法の制定以来、PC の持ち出し禁止をする企業が増加しており、このため、業務の効率化を損なうことにもなっています。最近では、暗号化技術、個人認証技術、遠隔操作技術などセキュリティ技術の進歩により、PC を紛失しても情報の漏えいを防ぐことが可能となってきましたが、万が一のトラブルによって被るリスクを心配する声は根強く、いまだにPC の持ち出しは緩和されていません。ガイドラインにおいて、より高い水準の保護を実現することも重要ですが、一方でどこでも安心して情報が利用できるための措置もお願いしたい。</p> <p>具体的には、ガイドライン第 22 条（漏えいが発生した場合の対応）において、PC を紛失しても高度なセキュリティ技術により情報漏えいの危険がない場合は、情報の公開、総務大臣への報告は適用除外とすることを明示することが効果的と考えます。これにより、個人情報取扱事業者における PC のセキュリティ対策が一層促進され、その結果、情報漏えいのリスクが軽減し、利用者の権利利益がより保護されるまた、その便益は個人情報保護法の適用を受けない企業、個人ユーザにも広がっていくものであり、全体として個人情報保護の取組みが一層強化されるとともに、より幅広く行われていくものと期待されます。</p>	<p>セキュリティ対策の強化がなされた可搬型情報端末の紛失時における手続の在り方については、今後検討が必要な課題と認識しています。</p> <p>なお、本件を検討するに当たっては、ご指摘のとおり、個人情報に関する問題は安全性、信頼性の確保に関する技術進歩を踏まえるとともに、消費者保護の観点からの検討を行うことが必要と考えます。</p>

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>なお、改正を行うに当たっては、セキュリティ技術により情報漏えいの危険がないことの検証や消費者保護の観点からの検討も必要であるため、まずは専門家等の意見を聞くなどの検討の場が必要と考えます。</p> <p>無線通信技術の進歩により、多くの電気通信事業者が最高速度 10Mbps 以上のワイヤレスブロードバンドサービスを提供しております。これにより、業務の効率化が図られるほか、労働時間の短縮、人の移動の削減にもつながり、温暖化対策にも寄与するものと考えますが、PC の持ち出し禁止は折角のこのようなメリットを享受することができません。このような状況から、今後は誰でも PC が安心してどこでも利用でき、かつ、紛失しても情報漏えいの危険がない社会システムの構築に寄与するための検討が重要と考えます。</p> <p>なお、本ガイドラインは、電気通信事業の分野を対象としたものですが、まずはワイヤレスブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者が、その成果を示し、他の分野においても同様の対応が普及していくことを期待しております。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ウィルコム)</p> <p>第一次提言（案）において、個人情報の保護に関する基本方針の一部改正の考え方を踏まえ、個人の権利利益を侵害するおそれが高いと考えられる市販名簿の処分に際しては、文書細断等をなさずとも個人情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならないとする考え方をガイドラインに明記することに賛同致します。</p> <p>また、現在「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の第 22 条では、電気通信事業者に対し、個人情報の漏えい等が発生した場合、事実関係の本人への通知（1 項）、事実関係その他の二次被害の防止、類似事案の発生回避等に有用な情報の公表（2 項）、事実関係の総務省への報告（3 項）が求められておりますが、上記提言（案）の考え方を踏まえ、一定の技術的措置が導入され、個人の権利利益を侵害するおそれが極めて低いと考えられる場合には、次の理由により、これらの義務の対象から外すことを検討することを要望致します。</p> <p>1. 現在では様々な情報の漏えい防止技術が開発、提供されており、これらの技術的措置が採用されていた場合（例えば、当該データが高度な暗号化等によって秘匿化されている状態や、割符化等によって個人情報を構成するデータが当該データのみでは複合化できない状態においてノートパソコンや携帯電話等の情報端末を紛失した場合、また、秘匿化がなされている状態で紛失、かつ紛失後に内容を破壊したことを確認できた場合等）については、事故が発生したとしても実際に個人の権利利益を侵害するおそれは極めて低い</p>	

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		<p>ため、本人通知・公表・報告の義務は不要と考えます。</p> <p>2. 事故に関する本人通知・公表・報告を要しない安心・安全な技術的措置であるということになれば、これらの対策を講じる事業者のインセンティブとなり（なお、当該技術的措置については一定のコンセンサスの形成が必要と考えます）、個人情報漏えいリスクの低減によって個人の権利利益の保護にも繋がること期待されます。更には安心・安全なモバイル環境が実現することで、ICTの利便性を最大限活用する社会（スマート・ユビキタスネット社会）の実現にも貢献すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（富士通株式会社）</p> <p>安全管理措置の程度に関して、「基本方針」においては、「漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じることが重要」との記載があり、書店で購入可能な名簿に関する例示がなされている一方、PC等の電子媒体を利用した際の例示は特になされておられません。</p> <p>昨今、営業活動等ではPC等によるお客様情報の持ち出しは一般的となっており、これらに起因する漏えい事故は、電気通信事業者に限らず様々な業種で発生しております。</p> <p>ガイドライン改正の方向性に関わらず、その改正においては、電子媒体での持ち出しに関する望ましい措置の例示について検討いただくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">（UQコミュニケーションズ株式会社）</p> <p>また、近年、特にモバイル分野での電気通信サービスの普及と競争が目覚しく、より高速なサービスやBWAサービスなど新技術を取り入れた新たなサービスが展開されるなど、利用者が固定的な利用以外でも、日常的に外出時にモバイルサービスを利用する機会等も増えており、通信技術の進歩とそれに伴う利用者の利便性の向上が十分に発揮されるように、安全性、信頼性の確保とのバランスを図っていくことがより重要になってくると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（イー・モバイル株式会社）</p>	

項目	番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
プライバシーポリシーについて	5	<p>消費者等の権利利益の一層の保護を図るという趣旨に賛同いたします。なお、プライバシーポリシーへの記載事項の追加を検討するに当たっては、プライバシーポリシー自体が複雑にならず、消費者の視点から簡潔でわかりやすい記載内容となるよう、その記載項目の精査を行うことが必要であると考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>消費者の権利利益の保護のために、プライバシーポリシーに記載事項（消費者等のもとめがあった場合の自主的な利用停止、個人情報の取得元又はその提供の方法等）を追加することに賛同する意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、消費者視点からの簡潔でわかりやすい記載内容であることは必要と考えます。</p>
5. 電気通信事業分野の実情に応じた改正事項について	6	<p>弊社としても、社会的責任及び事業経営の側面からも積極的に不正利用防止、不正契約対策に取り組んでおり、携帯電話等事業者間で不正な利用や契約を繰り返す「渡り」に対しては、携帯電話等事業者間での情報交換と、申し込み時の審査と運用の徹底が極めて有効な対策と理解しています。</p> <p>従いまして、契約者確認に応じずに利用を停止された者の情報交換が可能であることを本ガイドラインに明記することは、携帯電話不正利用防止法の根拠に加え、携帯電話事業者にとって、実際の運用を担保するものとして適切と考えます。</p> <p>(イー・モバイル株式会社)</p> <p>携帯電話・PHS事業者間での契約者確認に応じなかった者の情報の交換を明記することに賛同いたします。</p> <p>運用するうえで、不払い者情報の交換及び迷惑メール送信等に係る加入者情報の交換と同じく個人情報を取り扱うため、ガイドラインで明記することに賛同いたします。</p> <p>また、明記にあたって第27条（不払い者情報）を改正し、明記することが適切と考えています。</p> <p>(株式会社ウィルコム)</p>	<p>携帯電話・PHS事業者間での契約者確認に応じなかった者の情報の交換に関して、ガイドラインに明記することに賛同する意見として承ります。</p>